

田原市人にやさしい街づくり整備方針

愛知県田原市

令和2年3月

田原市人にやさしい街づくり整備方針 目次

はじめに 人にやさしい街づくりの理念とこれまでの取組 1

■公共施設の整備方針

I 公共的建築物	2
1 駐車場	
2 敷地内の通路	
3 廊下等	
4 利用円滑化経路	
5 出入口	
6 階段	
7 エレベーター	
8 一般トイレ	
9 車いす使用者用便房	
10 多目的トイレ	
11 案内表示	
12 視覚障害者誘導用ブロック	
13 客席	
14 緊急避難施設	
15 その他 付帯設備	
II 道路	28
1 歩道等	
2 案内表示	
3 立体横断施設等	
III 公園	32
1 園路	
2 一般トイレ	
3 車いす使用者用トイレ	
4 駐車場	
5 案内表示	
6 休憩施設等	

- 1 愛知県人にやさしい街づくり条例
- 2 愛知県人にやさしい街づくり条例施行規則
- 3 建築物の用途別基準適用表
- 4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 5 用語解説

はじめに 人にやさしい街づくりの理念とこれまでの取組

(1) 人にやさしい街づくりの背景と理念

わが国では、国立社会保障・人口問題研究所によると、2035年には3人に一人が65歳以上、かつ、5人に一人が75歳以上になると推計されています。高齢になり、体が不自由になることによる活動制限や参加制約等を補って、安心して暮らしながら、社会に参加し続けることができる環境を整えることが重要な課題となっています。

個々においても、突然の疾病や事故に遭遇し、急に体に不自由をきたすことになるかもしれません。決して他人事ではなく、自身の人生に関わるたいへん重要なことだと理解することが求められています。

このように、人にやさしい街づくりは、高齢者や体に不自由がある人を含むすべての人が、そのもてる能力を適切に發揮し、通常の日常生活・社会生活を送る権利を可能な限り保障することを目標とする「ノーマライゼーション（完全参加と平等）」の理念実現のための都市環境整備事業と位置づけることができます。つまり、本人の主体性や自己実現の意欲、自己決定が尊重され、建物や道路、公園、交通機関などの物的環境（ハード）、社会サービスや仕組み、思いやりの心や交流、信頼関係などの社会的環境（ソフト）を総合的・体系的に整備していくことです。

(2) 愛知県における人にやさしい街づくりの取組

愛知県では、平成6（1994）年「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」が制定されました。この条例に基づき、新築建築物に対する整備計画届出書の指導・助言と整備基準に基づき整備された施設には、申請による適合証の交付をしています。

平成17（2005）年以降には、少子・高齢社会の急速な進展、高齢者や障がいのある人等をはじめ誰もが社会の担い手となることの必要性が高まるなど、社会環境の変化や国における法令の整備に対応し、県民のニーズに応えるため、なお一層推進する必要があることから、平成25年までに6度の条例改正が行われました。

(3) 田原市における人にやさしい街づくりの取組

本市では、旧田原町にて平成9年度に「田原町人にやさしい街づくり基本計画」平成10年度に「田原町人にやさしい街づくり推進計画」を、同年旧赤羽根町にて「人にやさしい街づくり計画」を策定しました。また、平成17年の3町合併後の平成20年度に、新市全域を対象とした「田原市人にやさしい街づくり推進計画」を策定しました。これらの計画に基づいて取組を推進した結果、これまでの20年間で主要な公共建築物や道路等の改善、住宅リフォーム補助等の事業を行ってまいりました。この間、ライフスタイルの変化や少子・高齢化のさらなる進展など、市民のニーズに変化があり、適宜対応できる仕組みが求められています。

今後、田原市人にやさしい街づくり推進計画は廃止とするが、人にやさしい街づくり基本計画の理念「人がやさしい、まちがやさしい街づくり」を承継し、社会的環境整備については、各部署の計画等により柔軟で迅速な整備を行います。また、物的環境整備は、県条例の改定等を元に「人にやさしい街づくり整備方針」を定め公共施設の整備を行います。

■公共施設の整備方針

I 公共建築物

■図中の凡例

- …県条例における整備基準（義務規定）として、整備や配慮をすべき内容
- …県条例における整備基準（努力規定）として、整備や配慮をするよう努力すべき内容
- ☆…整備基準の規定ではないが、配慮することが望ましい内容

■参考文献

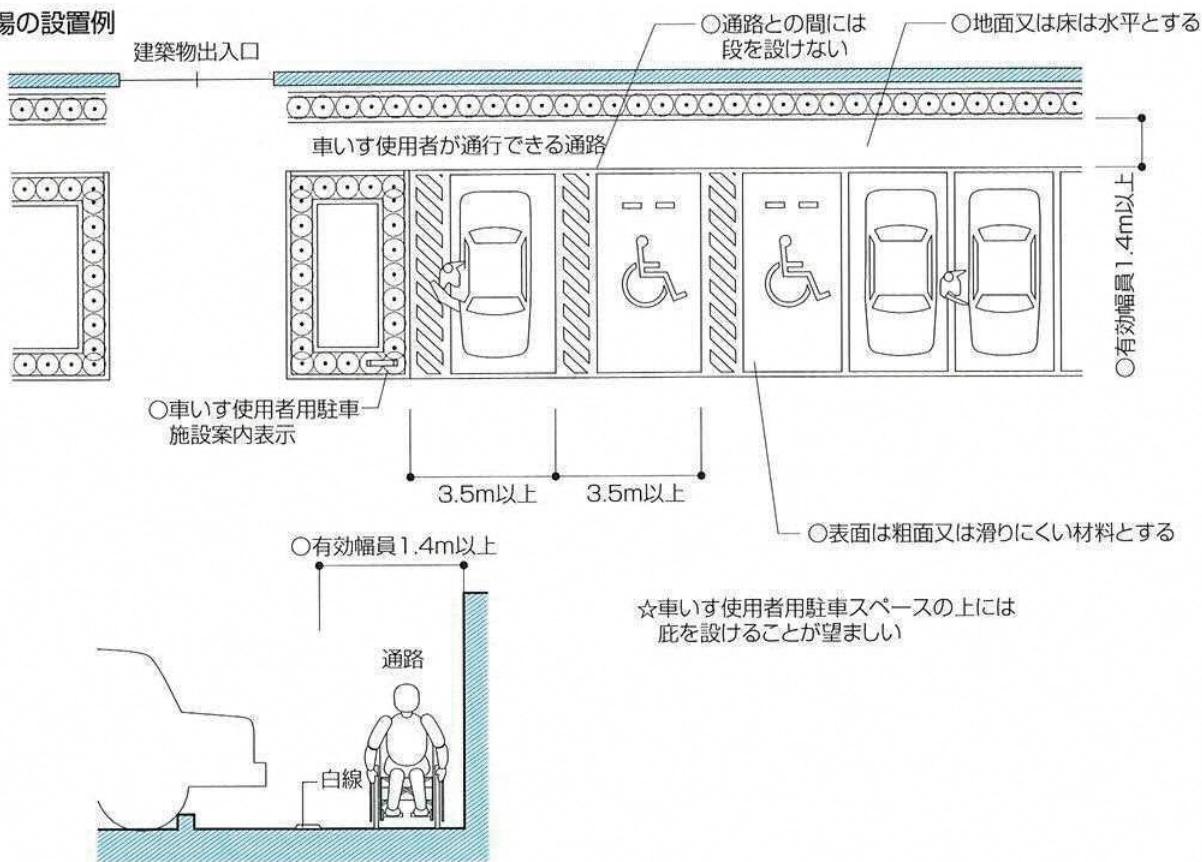
- ・「改訂二版 愛知県人にやさしい街づくり 人にやさしい街づくりの推進に関する条例の解説」大成出版社
- ・「高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準」人にやさしい建築・住宅推進協議会

1 駐 車 場

	設 置 要 件
県	■不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場の駐車台数が、25台を超える場合は、車いす使用者用駐車施設を駐車台数の1/50以上（又は3台以上）確保する。
市	■25台以下の施設についても不特定多数が利用する施設には車いす使用者用駐車施設を設置する。

	整 備 基 準
県	<ul style="list-style-type: none"> ○車いす使用者用駐車施設は、利用円滑化経路ができるだけ短くなる位置に設ける。 ○駐車スペースの有効幅員は、3.5m以上とする。 ○地面及び床は水平とし、粗面又は滑りにくく平たんとする。 ○車いす使用者が通行できる通路の構造は、利用円滑化経路を構成する敷地内の通路等と同等の構造とする。 ○車いす使用者用駐車施設を建築物の中に設ける場合は、地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベータが停止する階に設ける。 <p>※案内表示については、案内表示の頁も参照。</p>

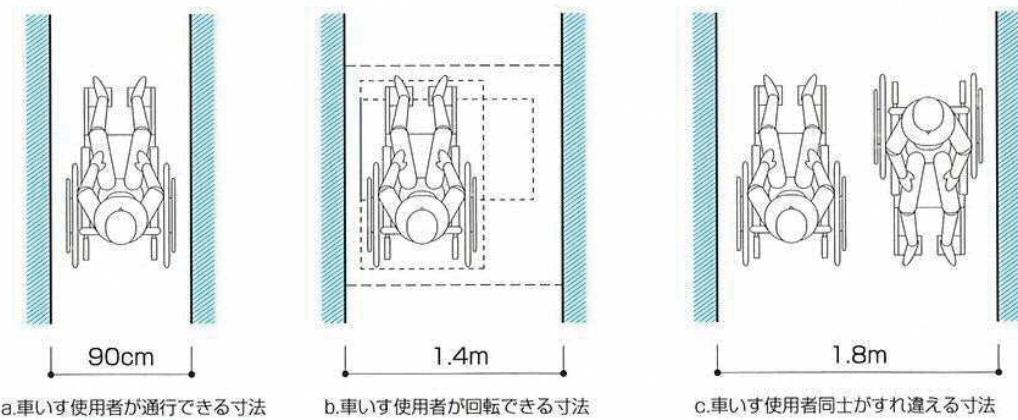
駐車場の設置例



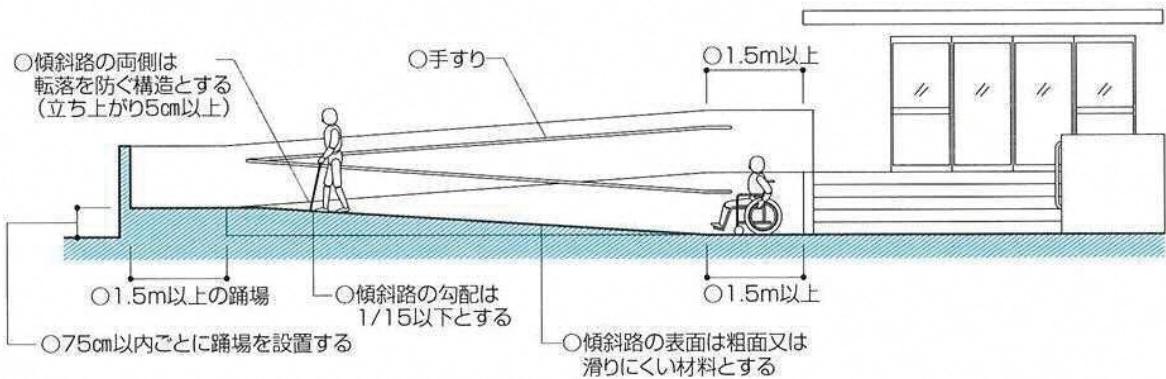
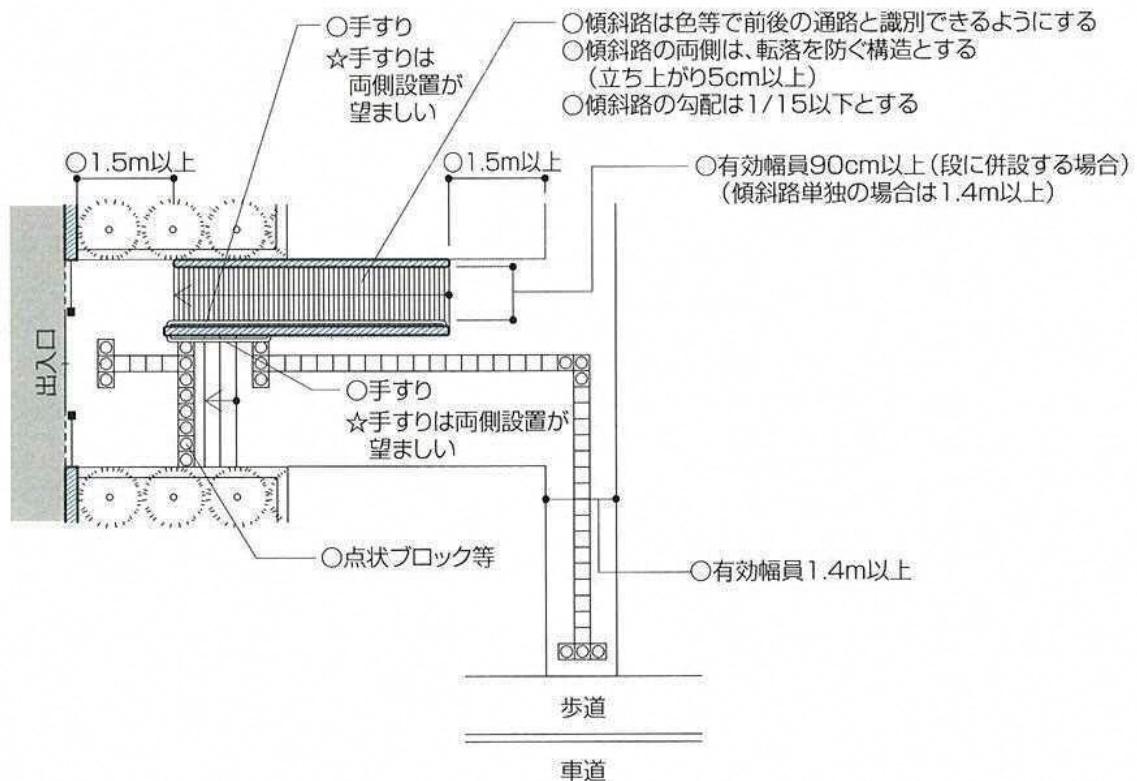
2 敷地内の通路

	整備基準
	<ul style="list-style-type: none"> ○表面は滑りにくく、平たんにする。 ○排水溝のふたは、つえ及び車いすのキャスター等が落ち込まないようにする。 ○段がある部分は、階段に準じた構造とする。 ○傾斜路を設ける場合…A基準 <ul style="list-style-type: none"> ・表面は粗面又は滑りにくい材料とする。 ・手すりを設ける(勾配 1/12 超、又は高さ 16cm 超かつ勾配 1/20 超の傾斜路がある場合)。 ・色等で、前後の通路と傾斜路を識別できるようにする。 ・傾斜路の左右に転落防止措置をとる。
県	<p>【利用円滑化経路とする場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有効幅員は 1.4m 以上とする ○段は設けない(傾斜路又は昇降機併設の場合可)。 ○傾斜路を設ける場合…上記 A 基準に加えて <ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員 1.4m 以上とする(段に併設の場合 90cm 以上)。 ・勾配は、1/15 以下とする(高低差 16cm 以下の場合 1/8 以下)。 ・高低差 75cm 以内ごとに踏幅 1.5m 以上の踊場を設置する。 ・始点及び終点には 1.5m 以上の水平部分を設置する。 ○戸の構造は、自動扉その他高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。 ○戸の前後には高低差を設けない。

敷地内の通路の基本的な寸法



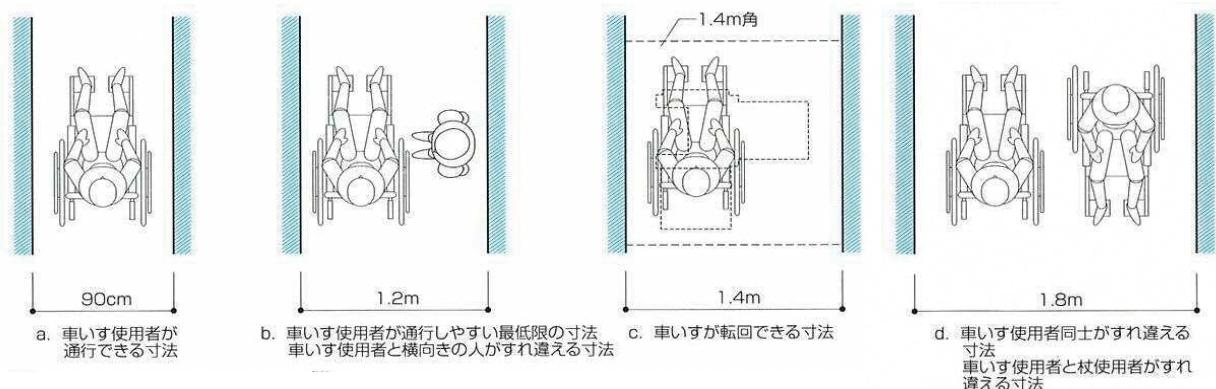
敷地内の通路の例



3 廊下等

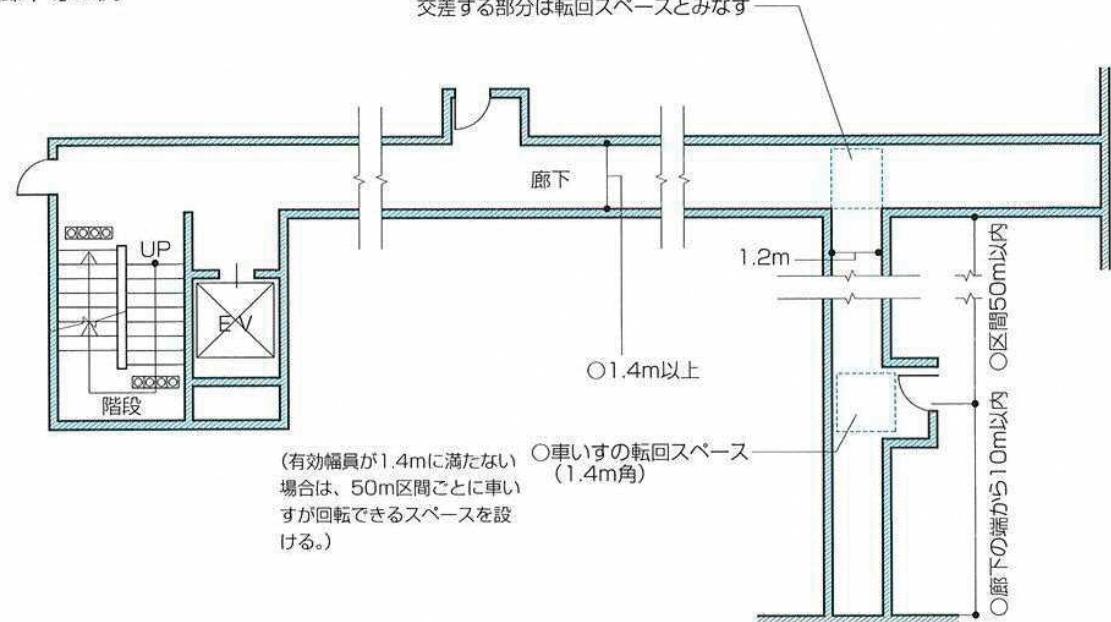
	整備基準
県	<p>○表面は滑りにくく、平たんにする。</p> <p>○排水溝のふたは、つえ及び車いすのキャスター等が落ち込まないようにする。</p> <p>○段がある部分は、階段に準じた構造とする。</p> <p>○傾斜路を設ける場合…A基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面は粗面又は滑りにくい材料とする。 ・手すりを設ける(勾配1/12超、又は高さ16cm超の傾斜路がある場合)。 ・色等で、前後の通路と傾斜路を識別できるようにする。 ・傾斜路の左右に転落防止措置をとる。 <p>【利用円滑化経路とする場合】</p> <p>○有効幅員は1.4m以上とする(端から10m以内及び区間50m以内ごとに、幅及び奥行きがそれぞれ1.4m以上の部分その他の車いすの転回に支障がない部分を設けた場合可)。</p> <p>○段は設けない(傾斜路又は昇降機併設の場合可)。</p> <p>○傾斜路を設ける場合…上記A基準に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員1.4m以上とする(段に併設の場合90cm以上)。 ・勾配は、1/12以下とする(高低差16cm以下の場合1/8以下)。 ・高低差75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場を設置する。 ・始点及び終点には1.5m以上の水平部分を設置する。 <p>○戸の構造は、自動扉その他高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。</p> <p>○戸の前後には高低差を設けない。</p>
市	☆幅員に余裕がある場合には手すりを設ける。

廊下等の有効幅員の考え方

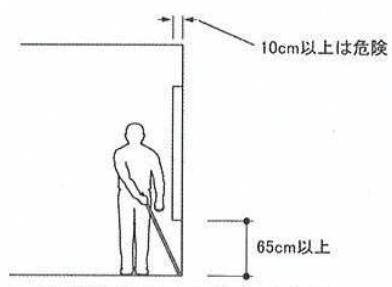


廊下等の例

○有効幅員が1.2m以上の廊下が
交差する部分は転回スペースとみなす

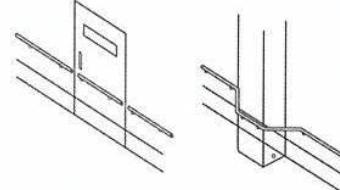


形状



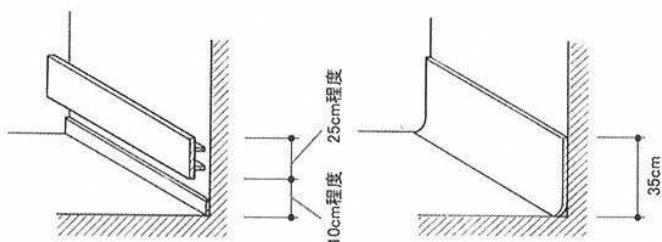
視覚障害者に危険な突出物

手すり

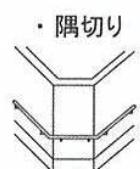


できるだけ連続して設置

車いす当たり(キックプレート)



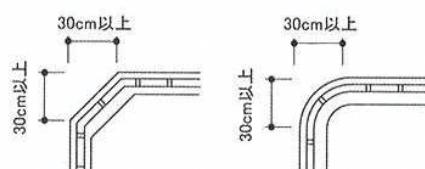
曲がり角



・隅切り



・面取り



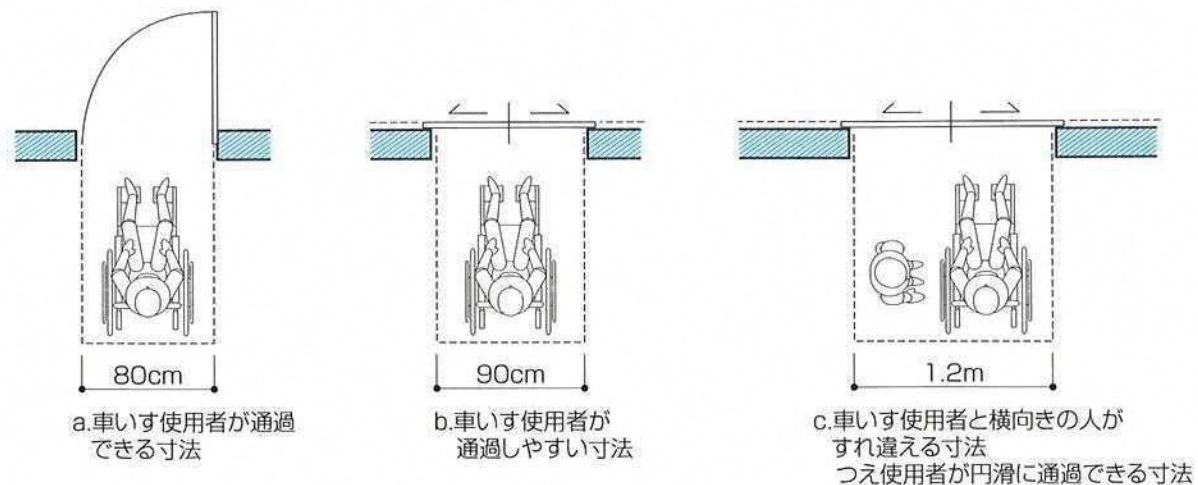
4 利用円滑化経路

	設置要件
県	<ul style="list-style-type: none">■不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等(利用居室等)がある場合、道等から利用居室等までの経路■車いす使用者用便房を設ける場合、利用居室等から当該車いす使用者用便房までの経路■車いす使用者用駐車施設を設ける場合、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの経路（車いす使用者用駐車施設を設けない場合、駐車場から利用居室等までの経路） <p>○上記の場合、一つ以上の通路を「利用円滑化経路」とする。</p> <p>※利用居室の定義</p> <ul style="list-style-type: none">・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室 (=利用居室)・ホテル・旅館の客室・共同住宅の住戸

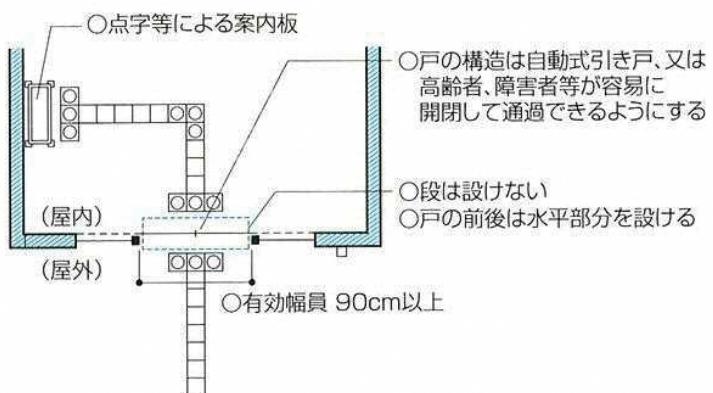
5 出 入 口

整 備 基 準	
県	<ul style="list-style-type: none"> ○玄関をはじめ、主要な出入口の有効幅員は、90 cm以上とする。 ○その他の利用居室や駐車場の出入口は、80 cm以上とする。 ○段は設けない。 ○戸の構造は、自動扉その他高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。 ○戸の前後には高低差を設けない。
市	<ul style="list-style-type: none"> ☆不特定多数が利用する施設の場合は、玄関を自動ドアとする。 ☆よく利用する部屋の出入口は、必要に応じて引き戸とする。 ☆その場合、ドアの把手はレバーハンドルとする。

出入口の有効幅員の考え方

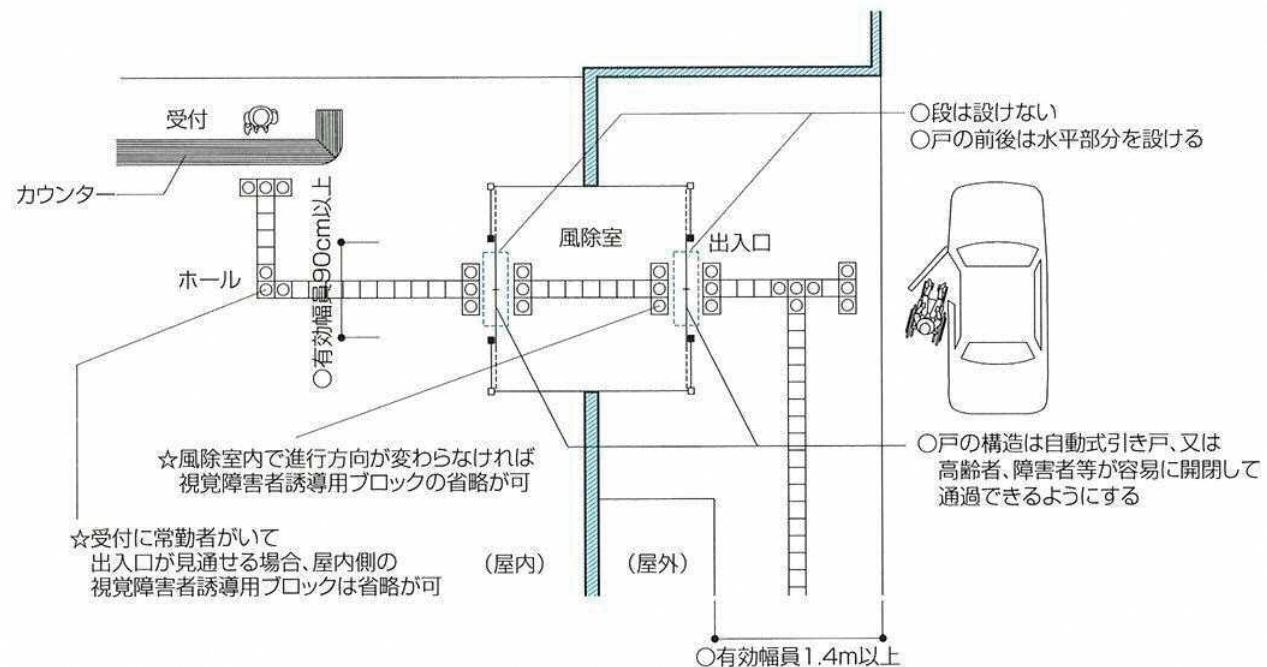


玄関の例1 (利用円滑化経路、視覚障害者利用円滑化経路として整備する場合)



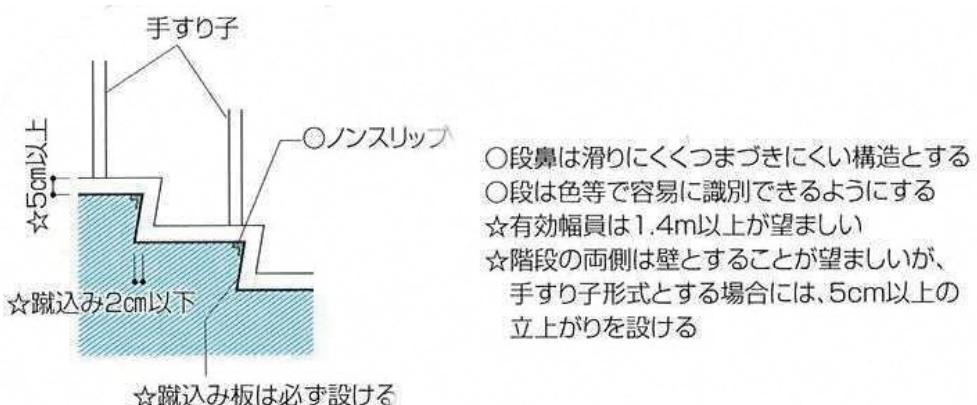
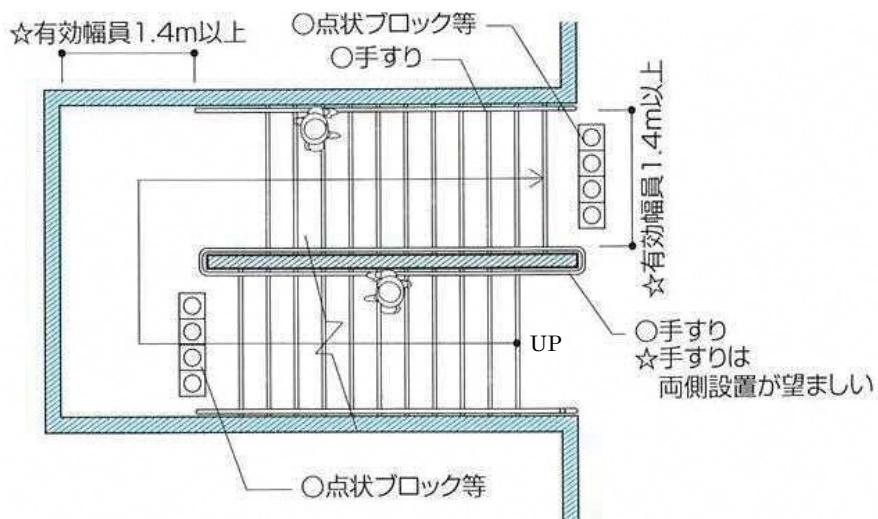
玄関の例2（風除室を設けた場合）

（利用円滑化経路、視覚障害者利用円滑化経路として整備する場合）



6 階 段

	整 備 基 準
県	<ul style="list-style-type: none"> ○階段は回り階段にしない。 ○階段には手すりを設ける。 ○段鼻は滑りにくく、つまずきにくい構造(段鼻の突き出しがないこと等)とする。 ○表面は粗面又は滑りにくい材料とする。 ○色等で段を容易に識別できるようにする。

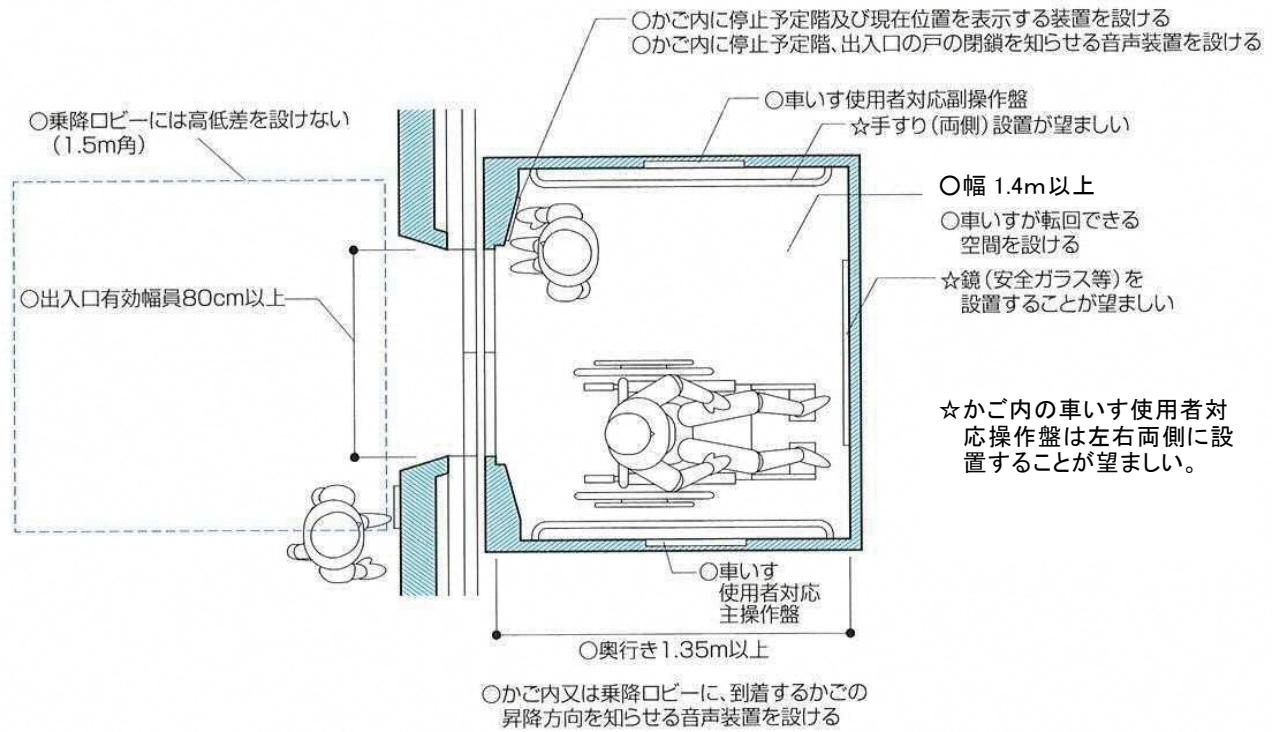


7 エレベータ

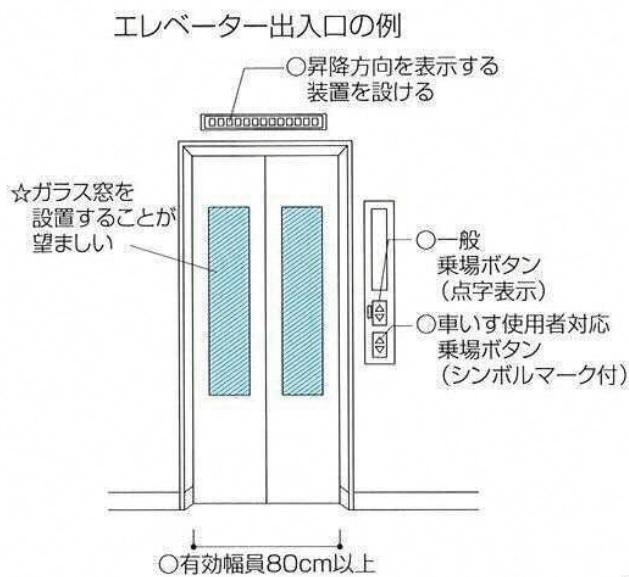
設 置 要 件	
県	<ul style="list-style-type: none"> ■地上階以外の階における不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計が 1,000 m²を超えるもの ■学校その他これに類する施設で、階数が 3 以上かつ床面積が 2,000 m²以上のもの ■共同住宅で、階数が 3 以上かつ 50 戸を超えるもの
市	<ul style="list-style-type: none"> ■地上階以外の階の床面積の合計が 1,000 m²以下の建築物についても、不特定多数が利用する施設にはエレベータを設置する。

整 備 基 準	
県	<p>【一般基準】…A基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○奥行きは 1.35m 以上とする。 ○出入口有効幅員は 80cm 以上とする。 ○停止階は、利用居室等、車いす使用者用便房及び車いす使用者用駐車施設のある階、地上階とする。 ○乗降ロビーの仕様 <ul style="list-style-type: none"> ・幅及び奥行は 1.5m 以上を確保する。 ・高低差は設けない。 ・表示は昇降方向を表示する装置を設置する。 ○制御装置は、かご内及び乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に設置する。 ○かご内の表示は、停止予定階及び現在位置を表示する。 <p>【不特定かつ多数が利用する施設の場合】…B基準（A基準に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幅は 1.4m 以上とする。 ○平面形状は、車いすの転回に支障がない構造とする（かごの出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるものを除く。）。 <p>【主として視覚障がいのある人が利用する施設の場合】…A 及び B 基準に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○音声装置の設置（自動車駐車場を除く。）。 <ul style="list-style-type: none"> ・かご内では到着階、出入口の戸の閉鎖を知らせる装置を設置する。 ・かご内又は乗降ロビーでは、昇降方向を知らせる装置を設置する。 ○視覚障害者対応装置の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・かご内及び乗降ロビーに設ける操作ボタン等は、点字により表示するなど視覚障害者が円滑に操作できる構造とする。
市	☆必要に応じて、電光文字表示板を設ける。

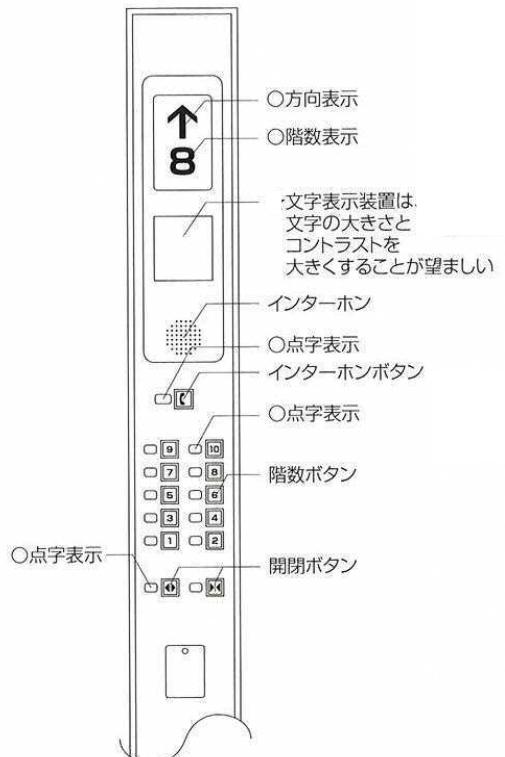
不特定かつ多数の者が利用するエレベーターの例



エレベーター出入口の例



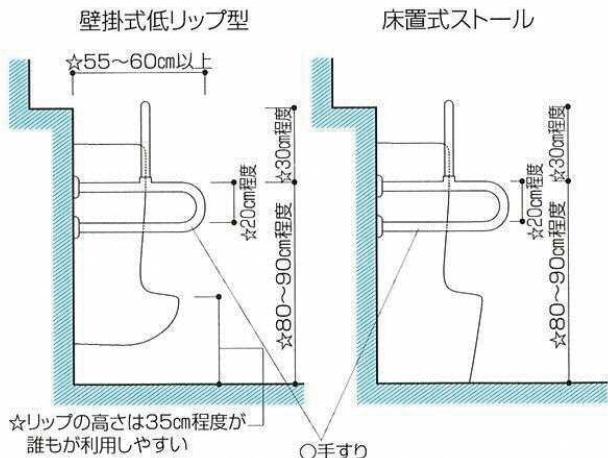
縦型操作盤の例



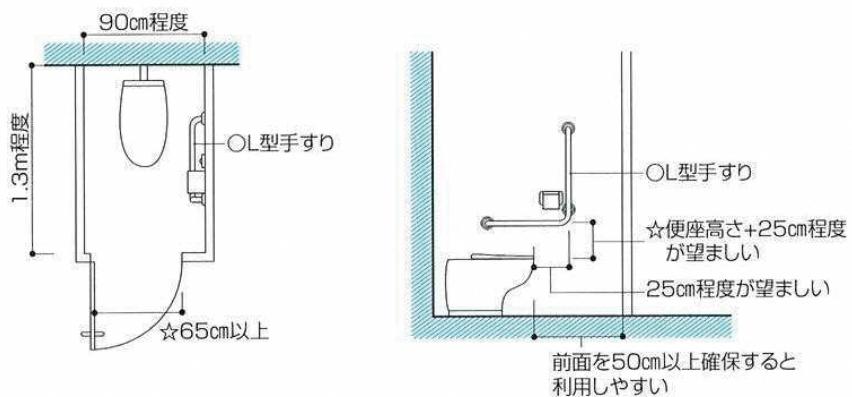
8 一般トイレ

	整備基準
県	<p>○段を設けない。やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を設ける。</p> <p>○傾斜路を設ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勾配は、1/12 以下とする(高低差 16cm 以下の場合は 1/8 以下)。 ・表面は粗面又は滑りにくい材料とする。 <p>○床は滑りにくい仕上げとする。</p> <p>○各便所の 1 以上の便房は便座を洋式とし、手すりを設ける。</p> <p>○出入口に近い 1 以上の小便器を床置式等とし、手すりを設置する。</p> <p>●便房の出入口の有効幅員は、80 cm 以上とする。</p> <p>●便房の大きさは車いす使用者が利用できる空間を確保する。</p> <p>■官公庁、物品販売店舗等で床面積の合計が 1,000 m²を超える施設の場合</p> <p>○各便所の 1 以上の便房に乳幼児用いすを設ける。ただし、車いす使用者用便房に設けてもよい。</p> <p>○各便所の 1 以上の便房に乳幼児用ベッドを設ける。ただし、車いす使用者用便房に設けてもよい。</p> <p>■官公庁、物品販売店舗等で床面積の合計が 2,000 m²以上の施設の場合</p> <p>○各便所の 1 以上の便房にオストメイト対応の水栓器具、汚物流し、トイレットペーパーホルダー、手荷物置き台及び鏡を設置する。ただし、車いす使用者用便房に設けてもよい。</p>
市	<p>☆小便器は自動水栓とする。</p> <p>☆1,000 m²以下の建築物についても、不特定多数が利用する施設には乳幼児用いす及び乳幼児用ベッドを設ける。</p> <p>☆2,000 m²以下の建築物についても、不特定多数が利用する施設には必要に応じてオストメイト対応の水洗器具を設置する。</p>

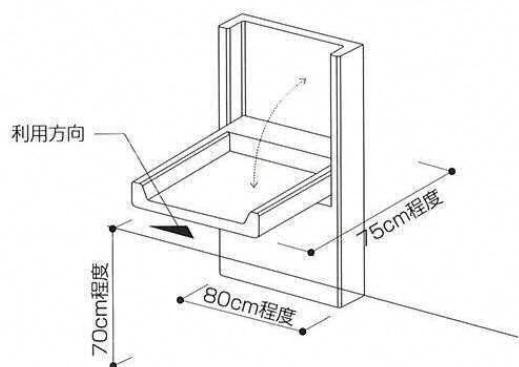
出入口に近い小便器の例



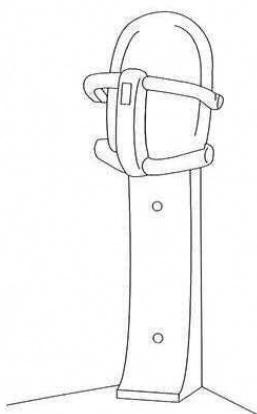
手すりと洋式便器を設置した一般便房の例



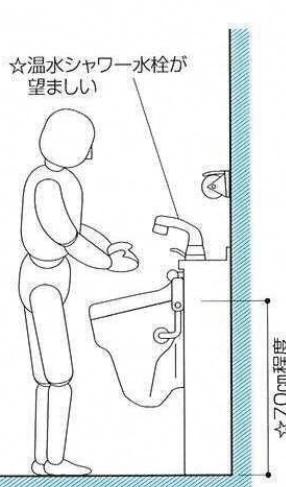
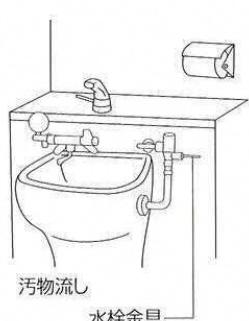
乳幼児用ベッドの例



乳幼児用いすの例

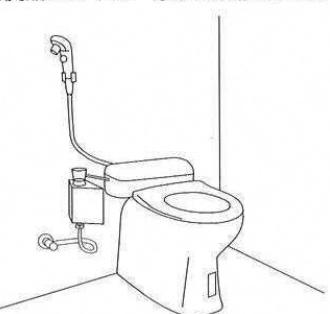


オストメイトに配慮した水洗機器の例

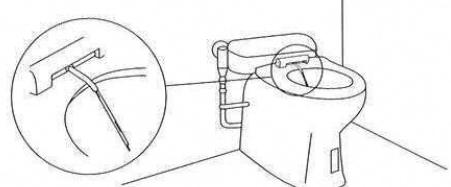


簡易的な水洗機器の例

洋式便器にシャワー水栓を設置した例

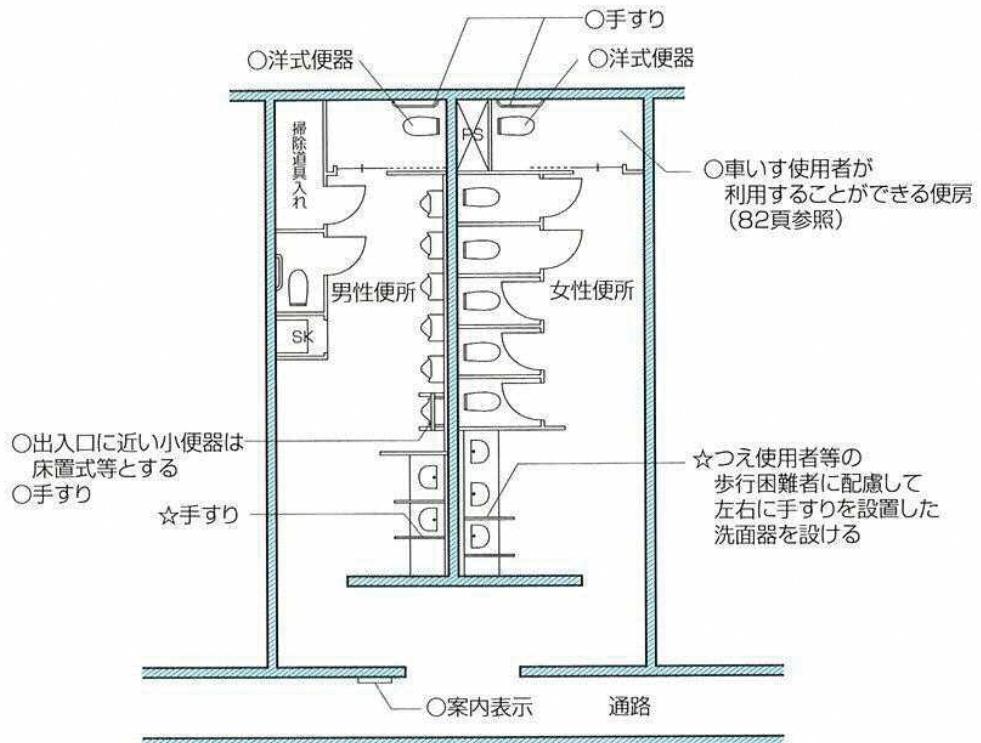


洋式便器にパウチしごん洗浄水栓を設置した例



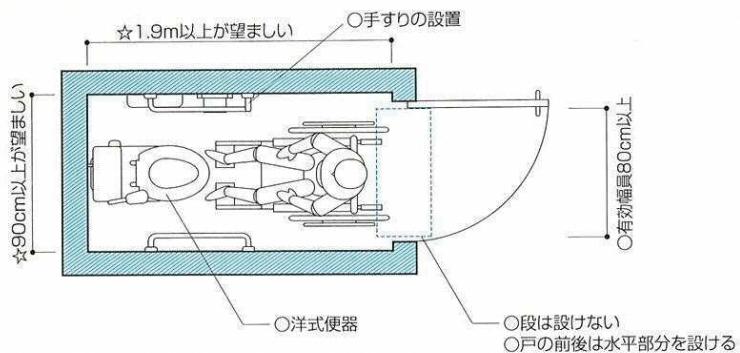
パウチ・しごん洗浄水栓拡大図

便所の配置例1

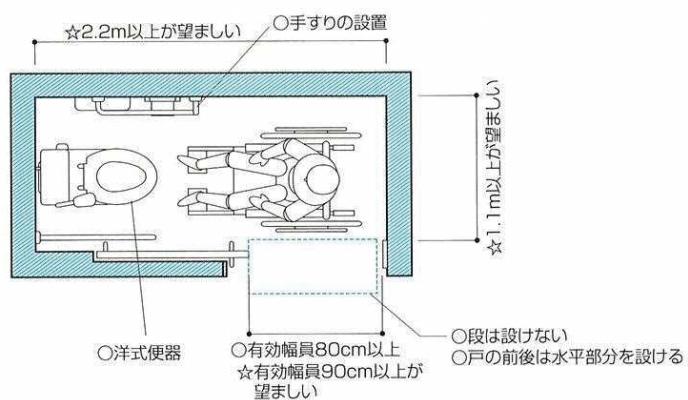


車いす使用者が利用することができる便所の例（努力規定）

正面から入る場合



側面から入る場合



9 車いす使用者用便房

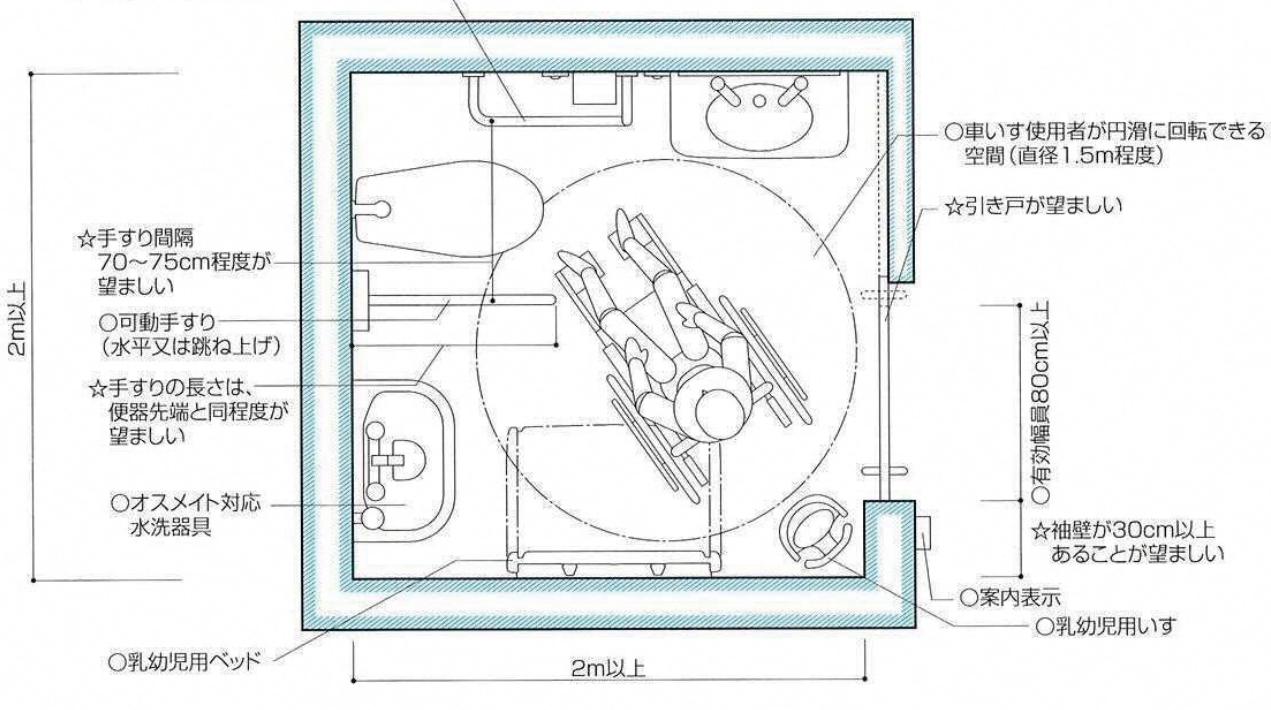
設 置 要 件	
県	<p>■工場、事務所の場合 不特定かつ多数の者が利用する部分の床面積の合計が1,000m²を超える施設に地上階又はエレベータが停止する階に1以上設置する。</p> <p>■その他の施設の場合 床面積の合計が1,000m²を超える施設に地上階又はエレベータが停止する階に1以上設置する。</p>
市	<p>■1,000m²以下の建築物についても、不特定多数が利用する施設には車いす対応を兼ねた多目的トイレを設置する。</p>

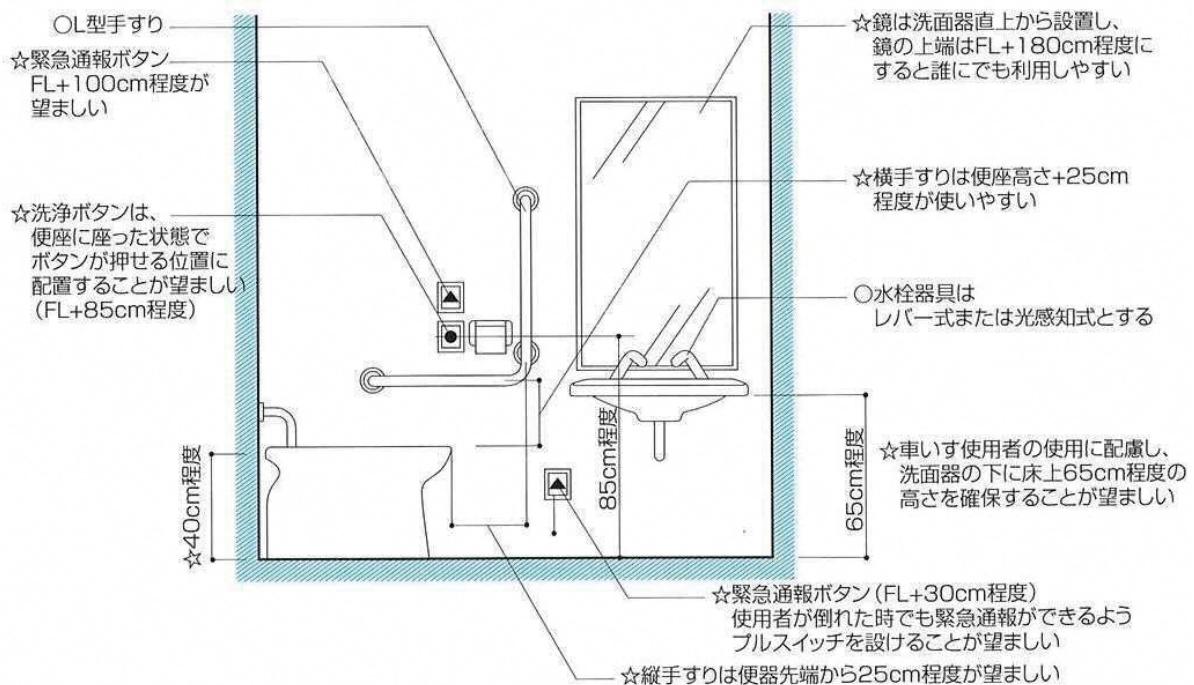
整 備 基 準	
県	<ul style="list-style-type: none"> ○便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。 ○便房 <ul style="list-style-type: none"> ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。 ・戸の構造は、施錠の操作がしやすく、緊急の場合は外部からも解錠することができ、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。 ・戸の前後には高低差が無い。 ・便座は洋式とし、手すりを設ける。 ・便房の大きさは車いす使用者等が円滑に利用できる十分な空間を確保する。 ・便房の中の洗面台はレバー式又は光感知式等の水栓器具を備えたものとする。 ※案内表示については、案内表示の頁も参照。
市	<p>☆便房</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介助者の性別によらず、介助、おむつ交換、幼児の利用などができるように考慮する。

車いす使用者用便房の例

(床面積1,000m²以上の建築物の場合)

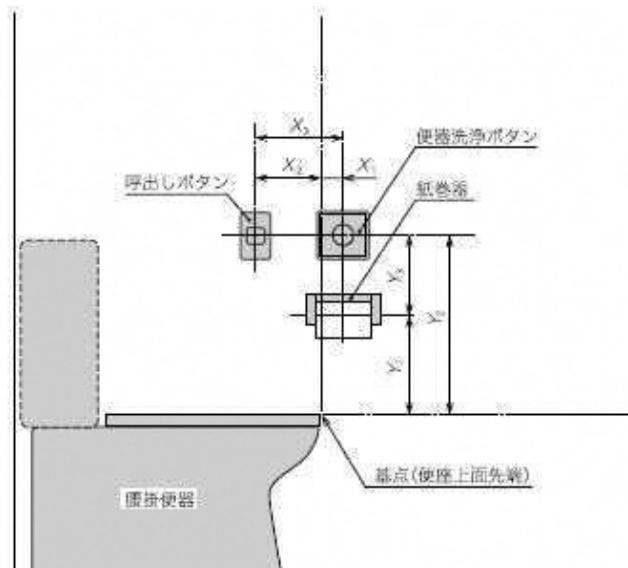
○L型手すり(便座高さ+25cm程度)





(参考) 公共トイレにおける便房内操作部及び紙巻器の配置及び設置寸法 例

単位mm



器具の種類	便座上面先端(基点)からの水平距離	便座上面先端(基点)からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	X ₁ : 便器前方へ約0~100.	T ₁ : 便器上方へ約150~400	-
便器洗浄ボタン		T ₂ : 便器上方へ約400~550	T ₃ : 約100~300 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	X ₂ : 便器後方へ約100~200		X ₃ : 約200~300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

10 多目的トイレ

設 置 要 件	
市 (再掲)	■1,000 m ² 以下の建築物についても、不特定多数が利用する施設には車いす対応を兼ねた多目的トイレを設置する。

整 備 基 準	
県 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。 ○便房 <ul style="list-style-type: none"> ・便座は洋式とし、手すりを設ける。 ・便房の大きさは車いす使用者等が円滑に利用できる十分な空間を確保する。 ・便房の中の洗面台はレバー式又は光感知式等の水栓器具を備えたものとする。 <p>※案内表示については、案内表示の頁参照。</p>
市	<ul style="list-style-type: none"> ☆開閉の容易なドアを設置する。 ☆洗面台は膝の入るものにするとともに、大きめの鏡を設置する。 ☆乳児用いす及び乳児用ベッドを設置する。 ☆必要に応じて子ども用便器を設置する。 ☆非常呼び出しボタンを設置する。 ☆荷物置場を設ける。



整備イメージ

11 案内表示

	整備基準
県	<ul style="list-style-type: none"> ○洋式便器及び手すりがある便房は、当該便房の戸又はその付近にその旨の表示をする。 ○乳幼児ベッド、乳幼児いす、オストメイト対応設備のある便所は、当該便所の出入口又は付近並びに便房の戸又はその付近に、その案内を表示する。 ○車いす使用者用便房のある便所は、当該便所の出入口又は付近並びに便房の戸又はその付近に、その案内を表示する。 ○車いす使用者用駐車施設のある施設は、当該駐車施設、又は付近に、その案内を表示する。 ○施設の案内表示等は、位置、表記方法、文字の大きさ等を高齢者、障害者等に配慮する。 ●官公庁、医療施設、銀行等の案内設備には、文字情報表示設備を設けるよう努力する。

車いす使用者用駐車施設の案内表示例



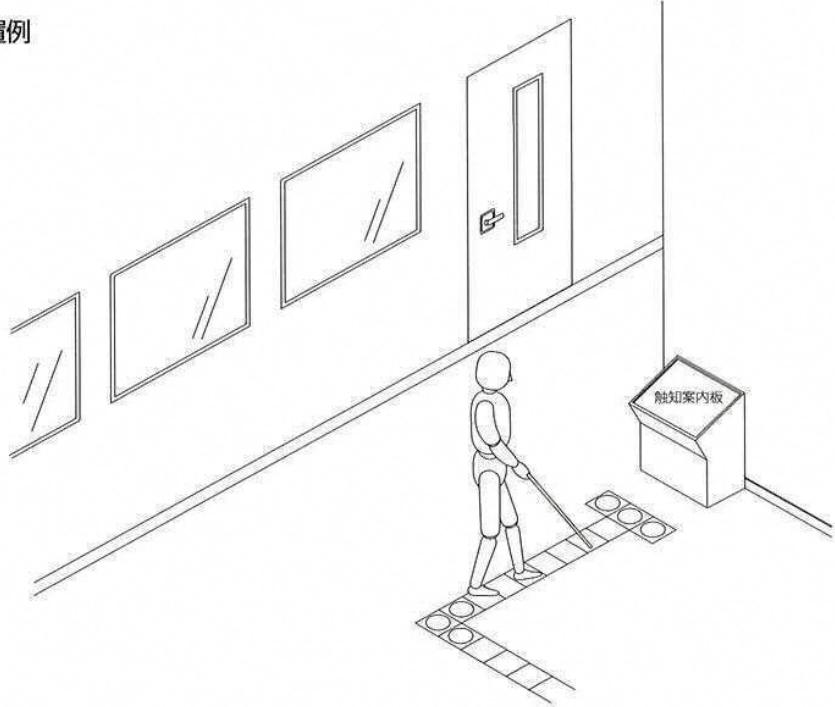
☆現在地がわからない場合は、
必要に応じて車いす使用者用駐車施設
の位置を示した案内表示を設置する。

車いす使用者用便房の案内表示例

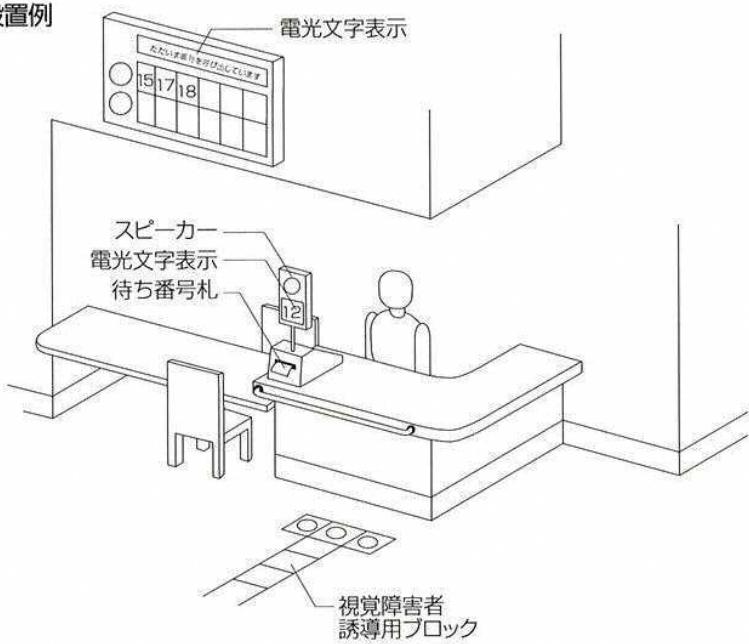
オストメイト対応器具がある場合の例



触知案内板の設置例



文字情報表示設備の設置例

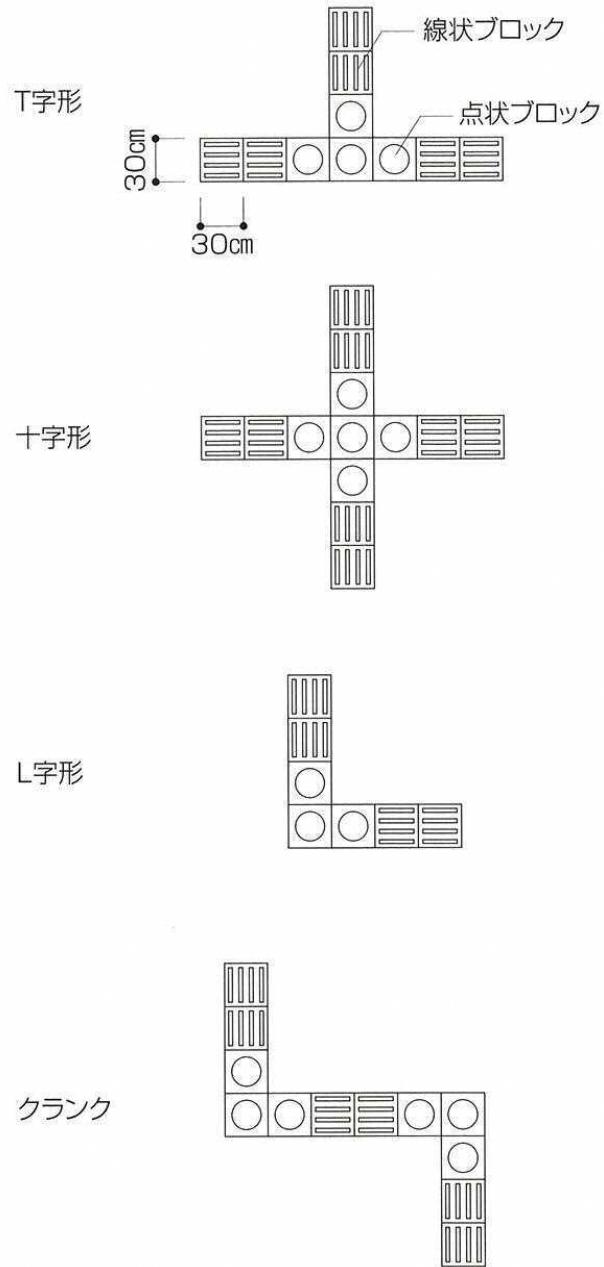


12 視覚障害者誘導用ブロック

設 置 要 件	
県	■床面積の合計が 1,000 m ² を超える建築物については、段又は傾斜路の上端に近接する廊下等、傾斜路の上端に近接する踊場、階段の上端に近接する踊場に点状ブロック等を設置する。
市	■1,000 m ² 以下の建築物についても、必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。

整 備 基 準	
県	<ul style="list-style-type: none"> ○段又は傾斜路の上端に近接する廊下等に、点状ブロック等の設置を行う（勾配 1/20 以下、高低差 16cm 以下かつ勾配 1/12 以下、自動車駐車施設の場合を除く）。 ○傾斜路の上端に近接する踊場に、点状ブロック等の設置を行う（勾配 1/20 以下、高低差 16cm 以下かつ勾配 1/12 以下、自動車駐車施設、踊場に連続して手すりを設ける場合を除く）。 ○階段の上端に近接する踊場に、点状ブロック等の設置を行う（自動車駐車施設、踊場に連続して手すりを設ける場合を除く）。 <p>【道等から案内設備までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1 以上を視覚障害者利用円滑化経路（＝視覚障害者が円滑に利用できる経路）とする。 <p>【視覚障害者利用円滑化経路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害者誘導用ブロック又は音声装置を設置する。 ○視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路 <ul style="list-style-type: none"> ・車路に近接する部分、段又は傾斜のある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を設置する（勾配 1/20 以下、又は高低差 16cm 以下かつ勾配 1/12 以下、踊場に連続して手すりを設ける場合を除く）。

視覚障害者誘導用ブロックの敷設例

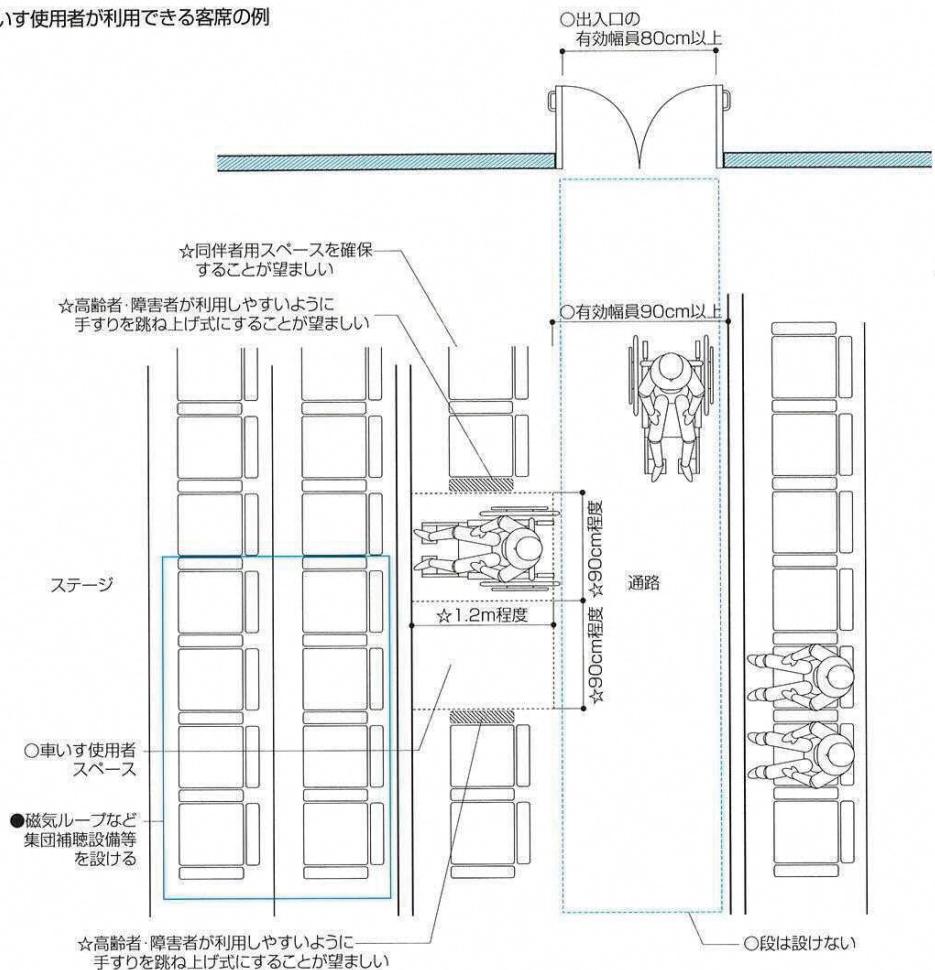


13 客 席

設 置 要 件	
県	■車いす使用者が利用できる客席部分の数は、客席のいすの総数の1/200以上（又は10以上）確保する。
市	■客席数が200席に満たない建築物についても、必要に応じて車いす用客席を設ける。

整 備 基 準	
県	<ul style="list-style-type: none"> ○出入口から容易に到達でき、観覧しやすい位置に設ける。 ○客席の床は、水平で、滑りにくく、平たんとする。 ○通路 <ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員は、90cm以上とする。 ・表面は滑りにくく、平たんにする。 ・段は設けない（傾斜路設置の場合可）。 ○傾斜路を設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・勾配は1/12以下とする（高低差16cm以下の場合は1/8以下）。 ・始点及び終点には、1.5m以上の水平部分を設置する。 ●聴覚障がいのある人への配慮として、磁気誘導ループや赤外線送受信装置など集団補聴設備等を設置するよう努力する。

車いす使用者が利用できる客席の例

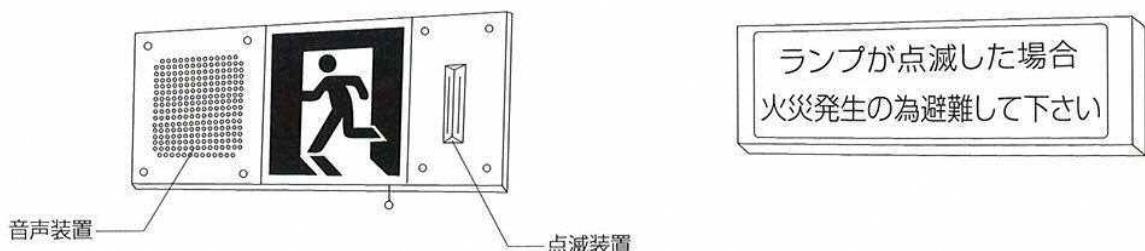


14 緊急避難設備

	整備基準
県	●避難用誘導灯等を設ける場合には、点滅型誘導音装置付誘導灯その他視覚に障がいのある人及び聴覚に障がいのある人に配慮した誘導灯を設けるよう努力する。

点滅型誘導音装置付誘導灯（壁埋め込み型）の例

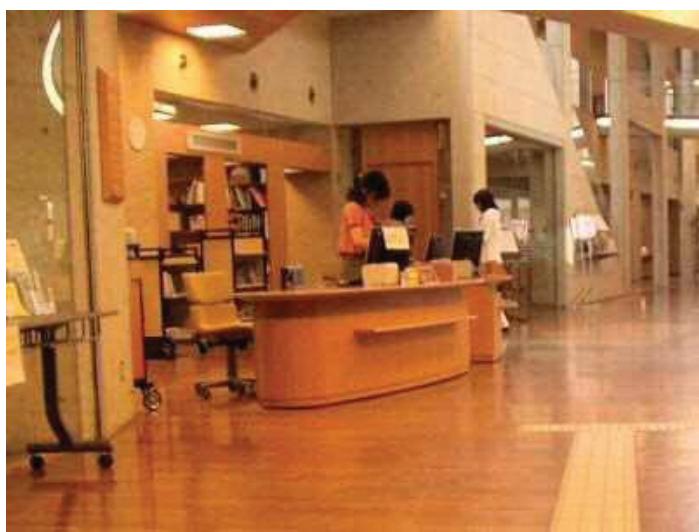
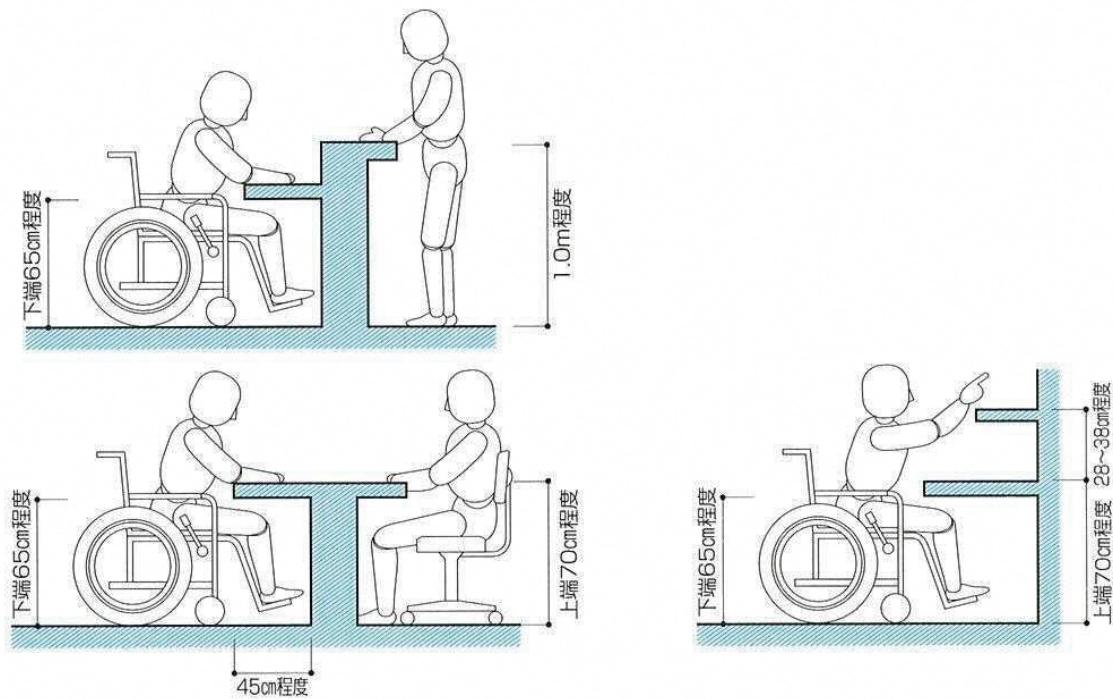
(参考)非常時の通報装置の例



15 その他付帯設備

整備基準	
県	○高齢者、障害者等の利用に配慮したカウンター等を一つ以上設置する。 ●官公庁、病院、物品販売施設等に、授乳室及びおむつ替えの場所を1以上設置するよう努力する。
市	☆不特定多数の人が利用する施設においては、授乳室及びおむつ替えの場所を1以上設置するよう努力する。

カウンター及び記載台の例



整備イメージ

■公共施設の整備基準

II 道 路

■図中の凡例

- …県条例における整備基準（義務規定）として、整備や配慮をすべき内容
- …県条例における整備基準（努力規定）として、整備や配慮をするよう努力すべき内容
- ☆…整備基準の規定ではないが、配慮することが望ましい内容

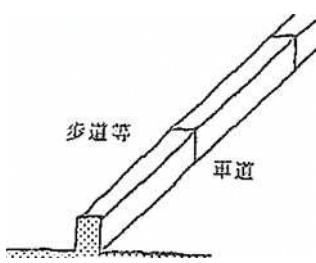
■参考文献

- ・「改訂二版 愛知県人にやさしい街づくり 人にやさしい街づくりの推進に関する条例の解説」大成出版社
- ・「高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準」人にやさしい建築・住宅推進協議会

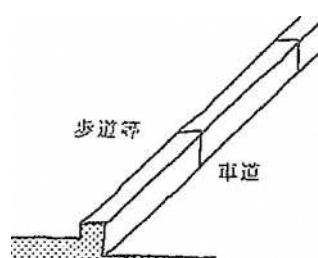
1 歩道等

整備基準	
県	<ul style="list-style-type: none"> ○歩道の有効幅員は2m以上とする。 ○自転車歩行車道の有効幅員は3m以上とする。 ○段差を設けないようにする。 ○表面は滑りにくく、平坦にする。 ○歩道を横断する排水溝の蓋は、杖や車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。 ○路面は水はけのよいものとする ○すりつけ勾配は、5%以下とする。(やむを得ない場合は8%以下とする) ○横断勾配は、2%以下とする。(車輪乗入れ部を除く) ○歩道等が交差点等において車道と接する部分は、車いす使用者の通行に支障のないような構造とする。 ○歩道等が横断歩道と接する部分は、車いす使用者が円滑に回転できる平場を設ける。 ●歩道の有効幅員は3.5m以上とする。 ●自転車歩行車道の有効幅員は4m以上とする。 ●横断勾配は、1%以下とする。
市	<ul style="list-style-type: none"> ☆歩道は、国・県の基準において、可能な限りフラット型またはセミマウント型とする。 ☆歩道の横断勾配を極力無くす。 ☆電柱は可能な限り歩道内に設置しない。 ☆歩道内の交通標識が歩行に支障のないよう工夫する。

フラット型(高低差0cm)



セミマウントアップ型(高低差5、10cm)



2 案内表示

	整備基準
県	<ul style="list-style-type: none">○市街地を形成している地域及び市街地を形成する見込みの高い地域の道路で、歩道等の横断歩道に接する部分及び歩道巻き込み部に、視覚障害者用ブロックを敷設する。○官公庁施設、社会福祉施設その他の施設で視覚障害者の利用が多いものの周辺の道路で、歩道等の横断歩道に接する部分及び歩道巻き込み部に、視覚障害者用ブロックを敷設する。○歩道等及び交通島の立体横断施設の昇降口並びに乗合自動車停留所及び路面電車停留場の乗降口の部分に視覚障害者用ブロックを敷設する。○中央分離帯の人が滞留する部分に視覚障害者用ブロックを敷設する。



整備イメージ

3 立体横断施設等

整備基準	
市	☆立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道等）には、エレベーターを設けるものとする。（昇降の高さが低い場合その他特別な理由によりやむを得ない場合は傾斜路とすることが出来る）（平成18年国土交通省令第116号）



整備イメージ

■公共施設の整備基準

III 公園

■図中の凡例

- …県条例における整備基準（義務規定）として、整備や配慮をすべき内容
- …県条例における整備基準（努力規定）として、整備や配慮をするよう努力すべき内容
- ☆…整備基準の規定ではないが、配慮することが望ましい内容

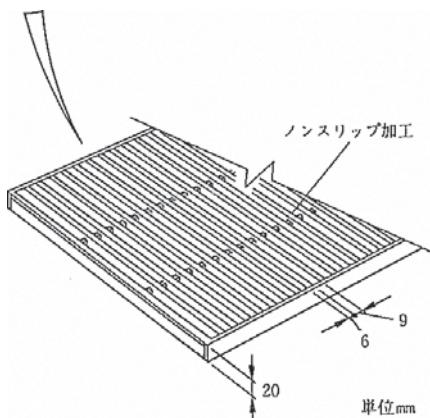
■参考文献

- ・「改訂二版 愛知県人にやさしい街づくり 人にやさしい街づくりの推進に関する条例の解説」大成出版社
- ・「高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準」人にやさしい建築・住宅推進協議会

1 園路

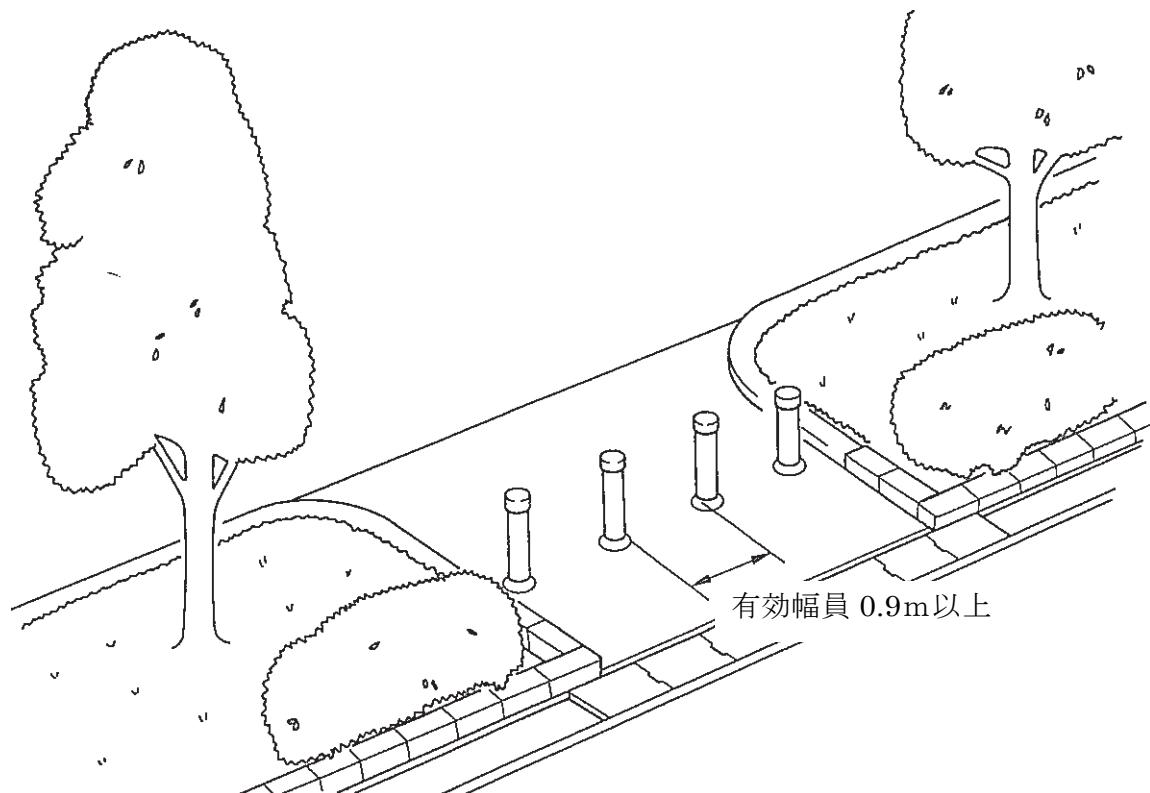
	整備基準
県	<ul style="list-style-type: none"> ○園路の有効幅員は、1.4m以上とする ○段差を設けない。(傾斜路又は昇降機併設の場合可) ○傾斜路を設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員は、1.4m以上とする。 ・勾配は、1/15以下とする(高低差16cm以下の場合1/8以下) ・高低差75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場を設置する。(勾配が1/20超の場合) ・始点及び終点には、1.5m以上の水平部分を設置する。 ・表面は粗面、又は滑りにくい材料とする。 ・手摺を設ける(勾配1/12超、又は高さ16cm超えかつ勾配1/20超の傾斜路がある場合) ・色等で、前後の通路と傾斜路を識別できるようにする。 ・傾斜路の左右に転落防止措置をとる。 ○表面は滑りにくく、平坦にする。 ○排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないようにする。 ○縦断勾配は、4%以下とする。(やむを得ない場合は8%) ○横断勾配は、1%以下とする。(やむを得ない場合は2%) ○段がある部分は、人街条例規則第18条による
市	<ul style="list-style-type: none"> ☆段がある場合は、手摺を両側に設置する。 ☆傾斜路を設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・横断勾配は、設けない。 ・手摺を両側に設置する。

グレーチングの例(細目ノンスリップタイプ)



2 出入口

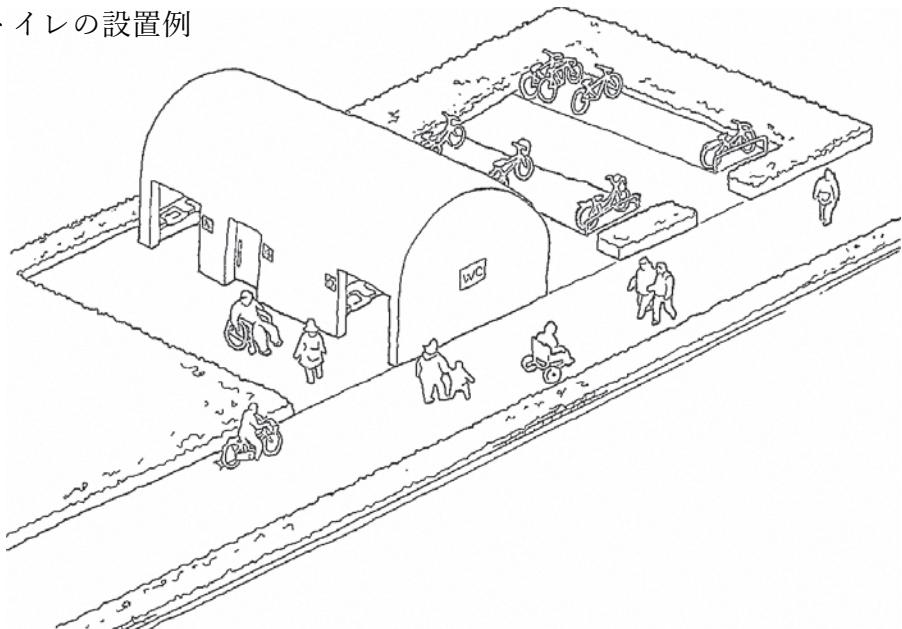
整備基準	
県	<ul style="list-style-type: none">○出入口の有効幅員は、1つ以上を 1.2m以上とする。(車止めのさくを設置する場合は、さくとさくとの間隔は 90cm 以上とする)○段差を設けない。○表面は滑りにくい平たんにする。○戸を設ける場合は、自動扉その他高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。○戸の前後には高低差を設けない。



3 一般トイレ

	整備基準
県	<ul style="list-style-type: none"> ○段を設けない。やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を設ける。 ○傾斜路を設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・勾配は、1/12 以下とする(高低差 16cm 以下の場合は 1/8 以下)。 ・表面は粗面又は滑りにくい材料とする。 ○床は滑りにくい仕上げとする。 ○各便所の 1 以上の便房は便座を洋式とし、手すりを設ける。 ○出入口に近い 1 以上のお小便器を床置式等とし、手すりを設置する。 ■床面積の合計が 50 m²以上の施設（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上） <ul style="list-style-type: none"> ○各便所の 1 以上の便房に乳幼児用いすを設ける。ただし、車いす使用者用便房に設けてもよい。 ○各便所の 1 以上の便房に乳幼児用ベッドを設ける。ただし、車いす使用者用便房に設けてもよい。 ○各便所の 1 以上の便房にオストメイト対応の水洗器具を設置する。ただし、車いす使用者用便房に設けてもよい。
市	■床面積の合計が 50 m²未満の施設の場合 <ul style="list-style-type: none"> ☆1 以上の便所の 1 以上の便房に乳児用いすを設ける。 ☆1 以上の便所に乳幼児用ベッドを設ける。

公衆トイレの設置例



4 車いす使用者用トイレ

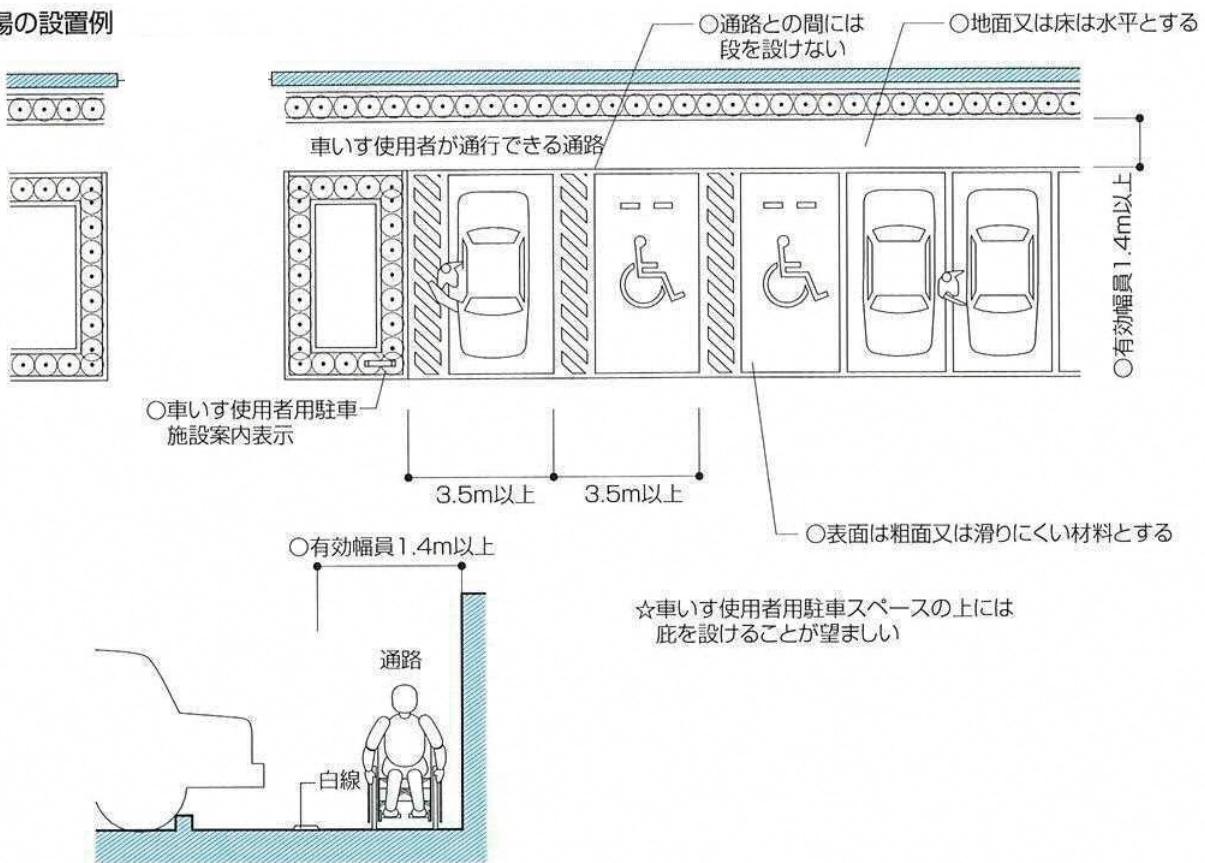
整備基準	
県	<p>■区域面積が 5,000 m²を超える公園（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）</p> <p>○便所の出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。</p> <p>○便房</p> <ul style="list-style-type: none">・戸の構造は、施錠の操作がしやすく、緊急の場合は外部からも解錠することができるものとすること。・自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。・戸の前後には高低差を設けない。・便房の大きさは車いす使用者等が円滑に利用できる十分な空間を確保する。・便房の中の洗面台はレバー式又は光感知式等の水栓器具を備えたものとする。 <p>○段を設けない。やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を設ける。</p> <p>○傾斜路を設ける場合</p> <ul style="list-style-type: none">・勾配は、1/12 以下とする（高低差 16cm 以下の場合は 1/8 以下）。・表面は粗面又は滑りにくい材料とする。 <p>○床は滑りにくい仕上げとする。</p> <p>○各便所の 1 以上の便房は便座を洋式とし、手すりを設ける。</p> <p>※案内表示については、案内表示の頁も参照。</p>

5 駐車場

設 置 要 件	
県	■不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場の駐車台数が、25台を超える場合は、車いす使用者用駐車施設を駐車台数の1/50以上（又は3台以上）確保する。
市	■25台以下の施設についても不特定多数が利用する施設には車いす使用者用駐車施設を設置する。

整 備 基 準	
県	<ul style="list-style-type: none"> ○車いす使用者用駐車施設は、公園の主要な出入口までの経路ができるだけ短くなる位置に設ける。 ○駐車スペースの有効幅員は、3.5m以上とする。 ○地面及び床は水平とし、粗面又は滑りにくく平たんとする。 ○車いす使用者が通行できる通路の構造は、利用円滑化経路を構成する敷地内の通路等と同等の構造とする。 <p>※案内表示については、案内表示の頁も参照。</p>

駐車場の設置例



6 案内表示

	整 備 基 準
県	<ul style="list-style-type: none">○出入口が直接車道等に接する場合は、点状ブロック等を敷設したり、舗装材を変化させたりするなど、車道等との境界を認識できるようにする。○洋式便器及び手すりがある便房は、当該便房の戸又はその付近にその旨の表示をする。○乳幼児ベッド、乳幼児いす、オストメイト対応設備のある便所は、当該便所の出入口又は付近並びに便房の戸又はその付近に、その案内を表示する。○車いす使用者用便房のある便所は、当該便所の出入口又は付近並びに便房の戸又はその付近に、その案内を表示する。○車いす使用者用駐車施設のある施設は、当該駐車施設、又は付近に、その案内を表示する。○施設の案内表示等は、位置、表記方法、文字の大きさ等を高齢者、障害者等に配慮する。

7 休憩施設等

	整 備 基 準
市	<ul style="list-style-type: none">☆ベンチや水のみ場の構造は、高齢者、障害者等の利用に配慮する。☆移動円滑化のために必要な特定公園施設に関する基準を定める省令により整備する。(平成 18 年国土交通省令第 116 号)

■ 資料編

- 1 推進計画策定部会等開催経過
- 2 愛知県人にやさしい街づくり条例
- 3 愛知県人にやさしい街づくり条例施行規則
- 4 建築物の用途別基準適用表
- 5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 6 用語解説

1 推進計画策定部会等開催経過

1 推進計画策定部会等開催経過

(1) 推進計画策定部会

①策定部会名簿

	氏 名	所 属	職 名	備 考
1	大羽 浩和	企画課	課長	
2	平井 堅一郎	広報秘書課	課長	
3	鈴木 洋充	総務課	課長	
4	柴田 高宏	高齢福祉課	課長	
5	水鳥 敏子	地域福祉課	課長	
6	河口 浩	子育て支援課	課長	
7	藤井 信代	健康課	課長	
8	彦坂 英美	田原福祉専門学校	事務長	
9	河邊 俊和	商工観光課	課長	
10	村上 知成	建設企画課	課長	
11	大谷 勲	維持管理課	課長	
12	小久保 智宏	街づくり推進課	課長	
13	伊藤 英洋	教育総務課	課長	
14	杉田 哲利	学校教育課	課長	
15	森下 鍊	生涯学習課	課長	
事務局	稻垣 守泰 小川 彰則	建築課	課長 (兼)係長	

②開催経過

回	日時	主な協議事項
1	平成31年2月5日	・人にやさしい街づくり推進計画の現状について ・人にやさしい街づくり推進計画の方向性について
2	平成31年3月27日	・人にやさしい街づくり推進計画の見直し内容について

(2) 推進計画策定作業部会

②策定作業部会名簿

	氏 名	所 属	職 名
1	河口 圭子	企画課	協働係 (兼)係長
2	河合 まり子	広報秘書課	広報広聴係 (兼)係長
3	藤井 一彦	総務課	地域行政係 (兼)係長
4	小久保 高	総務課	情報システム係 (兼)係長
6	三宅 寛道	高齢福祉課	高齢福祉係 (兼)係長
8	渡會 俊也	地域福祉課	地域援護係 (兼)係長
10	伊東 成子	子育て支援課	こども福祉係 (兼)係長
13	廣田 直子	健康課	母子保健係 (兼)係長
14	大武 道子	福祉専門学校	学生係 (兼)係長
15	鈴木 雅也	農政課	農業整備係 (兼)係長
16	中村 和広	商工観光課	商工観光係 (兼)係長
17	大羽 剛	建設企画課	建設企画係 (兼)係長
19	河合 貞良	維持管理課	維持係 (兼)係長
21	杉浦 和孝	街づくり推進課	都市政策係 係長
22	小久保 義則	教育総務課	教育総務係 (兼)係長
23	峠 向良	学校教育課	学校教育係 (兼)係長
24	前川 孝子	生涯学習課	生涯学習係 (兼)係長
27	河合 智永	防災対策課	防災対策係 (兼)係長
28	加藤 知子	中央図書館	図書館業務係 (兼)係長
30	小川 彰則	建築課	建築係 (兼)係長
事務局	稻垣 守泰	建築課	課長
	小川 彰則		課長補佐

②開催経過

回	日時	主な協議事項
1	平成30年12月18日	・部会員について ・前計画の達成度評価について ・今後の取組みについて

※達成度評価資料の作成については、各課個別ヒアリングにて行いました。

2 愛知県人にやさしい街づくり条例

○人にやさしい街づくりの推進に関する条例

人にやさしい街づくりの推進に関する条例

平成六年十月十四日

条例第三十三号

改正 平成一二年 三月二八日条例第二号 平成一二年一〇月一三日条例第六四号
平成一六年一二月二一日条例第七七号 平成一九年 三月二三日条例第三三号

人にやさしい街づくりの推進に関する条例をここに公布する。

人にやさしい街づくりの推進に関する条例

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 施策の基本方針等（第六条—第十条）

第三章 特定施設に係る整備基準の遵守義務等（第十一条—第二十条）

第四章 雜則（第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、すべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えることが街づくりにおいて極めて重要であることにかんがみ、高齢者、障害者等を含むすべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる人にやさしい街づくりについて、県及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、人にやさしい街づくりに関する施策の基本方針を定めること等により、人にやさしい街づくりの推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

一部改正〔平成一二年条例二号〕

（定義）

第一条の二 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、傷病者、妊娠婦その他の者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるものをいう。

二 特定施設 次に掲げる施設で多数の者が利用するものとして規則で定めるものをいう。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第二号に規定する特殊建築物

ロ 事務所の用に供する建築物

ハ 公衆便所の用に供する建築物

ニ 地下街その他これに類するもの

ホ 道路

ヘ 公園、緑地その他これらに類するもの

ト 公共交通機関の施設

チ 駐車場

リ 一団地の住宅施設その他これに類するもの

追加〔平成一六年条例七七号〕

（県の責務）

第二条 県は、人にやさしい街づくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（市町村に対する協力）

第三条 県は、市町村が実施する当該市町村の区域の状況に応じた人にやさしい街づくりに関する施策に協力するものとする。

全部改正〔平成一二年条例二号〕

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その事業の用に供する施設を高齢者、障害者等を含むすべての県民が円滑に利用

できるようにするため、その施設の構造及び設備に關し必要な措置を講じ、並びに高齢者、障害者等の施設の円滑な利用に資する情報及び役務の提供に努めるとともに、県が実施する人にやさしい街づくりに関する施策に協力する責務を有する。

一部改正〔平成一二年条例二号・一六年七七号〕

(県民の役割)

第五条 県民は、人にやさしい街づくりに関する理解を深め、並びに高齢者、障害者等が施設を円滑に利用できるようにするための措置が講じられた施設の構造及び設備の機能を妨げることのないようになるとともに、県が実施する人にやさしい街づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

一部改正〔平成一二年条例二号・一六年七七号〕

第二章 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第六条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、人にやさしい街づくりに関する施策を実施するものとする。

- 一 高齢者、障害者等を含むすべての県民が円滑に利用できるよう建築物等の整備を促進すること。
- 二 高齢者、障害者等を含むすべての県民が自らの意思で円滑に移動できるよう道路、公共交通機関の施設等の整備を推進すること。

(教育活動、広報活動等の推進)

第七条 県は、人にやさしい街づくりに関する県民及び事業者の理解を深めるよう教育活動、広報活動等を推進するものとする。

(情報の収集及び提供等)

第八条 県は、人にやさしい街づくりの推進に資する技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第九条 県は、市町村、事業者及び県民と連携して、人にやさしい街づくりの推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、人にやさしい街づくりを推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 特定施設に係る整備基準の遵守義務等

全部改正〔平成一六年条例七七号〕

(整備基準の遵守義務等)

第十一條 特定施設の新築若しくは新設、増築又は改築（用途の変更をして特定施設にすることを含む。以下「特定施設の新築等」という。）をしようとする者は、当該特定施設（増築、改築又は用途の変更をしようとする場合にあっては、当該増築、改築又は用途の変更に係る部分その他規則で定める部分に限る。）について、次の各号に掲げる特定施設の区分に応じ、当該各号に掲げる別表に定める高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な特定施設の構造及び設備に関する措置の基準（以下「整備基準」という。）を遵守しなければならない。ただし、当該特定施設について整備基準を遵守する場合と同等以上の高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための構造及び設備に関する措置が講じられると認められる場合又は当該特定施設について整備基準を遵守することが著しく困難な場合として規則で定める場合は、この限りでない。

- 一 第一条の二第二号イからヘまで、チ及びリに掲げる施設に該当する特定施設（次号に掲げる特定施設を除く。） 別表第一
 - 二 第一条の二第二号イに掲げる施設に該当する特定施設で建築基準法第二条第二号に規定する用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下のもの 別表第二
 - 三 第一条の二第二号トに掲げる施設に該当する特定施設 別表第三
- 2 知事は、特定施設を高齢者、障害者等がより円滑に利用できるようにするため必要があると認めるときは、特定施設の新築等の際に適合させることが望ましい特定施設の構造及び設備に関する措置の基準を定めることができる。

全部改正〔平成一六年条例七七号〕

(高齢者、障害者等の意見の聴取)

第十一条の二 特定施設の新築等(規則で定める特定施設に係るものに限る。)をしようとする者は、整備基準に適合させるための措置について、高齢者、障害者等の意見を聞くよう努めなければならない。

追加〔平成一六年条例七七号〕

(整備計画の届出)

第十二条 特定施設の新築等をしようとする者は、当該特定施設の新築等の工事に着手する日の三十日前までに、規則で定めるところにより、整備基準に適合させるための措置に関する計画(以下「整備計画」という。)を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

(指導及び助言)

第十三条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る整備計画が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした特定施設の新築等をしようとする者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

(整備計画の変更)

第十四条 第十二条の規定による届出をした者は、当該届出に係る整備計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

(指示)

第十五条 知事は、特定施設の新築等をする者が第十二条若しくは前条第一項の規定による届出をしないで当該特定施設の新築等の工事に着手したとき、又は当該届出に係る整備計画の内容と異なる工事を行ったと認めるときは、必要な指示をすることができる。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

(報告及び調査)

第十六条 知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、特定施設の新築等をする者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に特定施設若しくは特定施設の工事現場に立ち入り、整備基準に適合させるための措置の実施状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

(既存の特定施設に係る措置)

第十七条 事業者は、その事業の用に供する特定施設でこの条例又はこの条例に基づく規則の規定の施行の際現に存するもの(現に工事中のものを含む。)について、整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

(適合証の交付)

第十八条 事業者は、その事業の用に供する特定施設について、整備基準に適合させるための措置を講じたときは、規則で定めるところにより、知事に対し、適合証の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の請求があった場合において、当該措置が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした事業者に対し、適合証を交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により適合証を交付したときは、その旨を公表することができる。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

(維持保全)

第十八条の二 事業者は、その事業の用に供する特定施設について、整備基準に適合させるための措置を講じたときは、当該措置を講じた特定施設の構造及び設備の機能を維持するよう努めなければならない。

追加〔平成一六年条例七七号〕

(実施状況の報告等)

第十九条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業の用に供する特定施設について、整備基準に適合させるための措置の実施状況の報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の報告があったときは、当該報告をした事業者に対し、整備基準に基づき、必要な指導又は助言を行うことができる。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

(国等に関する特例)

第二十条 第十二条から第十六条までの規定は、国、県、市町村その他規則で定める者については、適用しない。

第四章 雜則

(規則への委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成十二年三月二十八日条例第二号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成十二年十月十三日条例第六十四号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年十一月一日から施行する。

附 則(平成十六年十二月二十一日条例第七十七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新築若しくは新設、増築又は改築（用途の変更をして特定施設（改正後の人にやさしい街づくりの推進に関する条例（以下「新条例」という。）第一条の二第二号に規定する特定施設をいう。以下この項において同じ。）にすることを含む。以下「新築等」という。）の工事中の特定施設の当該新築等については、新条例第十二条から第十六条までの規定は、適用しない。

- 3 この条例の施行の際現に新築等の工事中の特定施設（改正前の人にやさしい街づくりの推進に関する条例（以下「旧条例」という。）第十二条第一項に規定する特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）（旧条例第十二条又は第十四条第一項の規定による届出に係る整備計画の内容と異なる工事が行われた特定施設を含む。）については、旧条例第十二条から第十六条までの規定は、なおその効力を有する。

- 4 この条例の施行の際現に存する特定施設で旧条例第十二条第二項の基準に適合しているもの（現に新築等の工事中のもので当該工事により旧条例第十二条第二項の基準に適合することとなるものを含む。以下「旧基準適合特定施設」という。）については、この条例の施行後増築、改築又は用途の変更の工事が行われるまでの間に限り、新条例第十七条の規定は、適用しない。

- 5 旧基準適合特定施設に係る新条例第十八条第一項及び第二項並びに第十八条の二の規定の適用については、この条例の施行後増築、改築又は用途の変更の工事が行われるまでの間に限り、新条例第十八条第一項中「整備基準に適合させるための」とあるのは「人にやさしい街づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年愛知県条例第七十七号）による改正前の人にやさしい街づくりの推進に関する条例（以下「旧条例」という。）第十二条第一項に規定する」と、新条例第十八条第二項及び第十八条の二中「整備基準」とあるのは「旧条例第十二条第二項の基準」とする。

(愛知県事務処理特例条例の一部改正)

- 6 愛知県事務処理特例条例（平成十一年愛知県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則(平成十九年三月二十三日条例第三十三号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第十一條関係）

- 一 第一条の二第二号イからハまで及びチに掲げる施設に該当する特定施設にあっては、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）を設けること。
- 二 歩道及び自転車歩行者道並びに敷地内の通路、廊下その他これに類するもの及び園路（以下「通路等」という。）で利用円滑化経路を構成するものその他の規則で定める通路等は、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。
 - イ 有効幅員は、歩道にあっては二メートル以上、自転車歩行者道にあっては三メートル以上、通路等にあっては一・四メートル以上とすること。
 - ロ 段を設けないこと。
 - ハ 表面は、滑りにくく、平たんにすること。
- ニ 歩道及び自転車歩行者道並びに通路等を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとすること。
- 三 利用円滑化経路を構成する出入口その他の規則で定める出入口は、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。
 - イ 有効幅員は、建築物の直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは九十センチメートル以上、その他の建築物の出入口は八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 段を設けないこと。
- 四 不特定かつ多数の者が利用する階段その他の規則で定める階段は、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。
 - イ 回り階段としないこと。
 - ロ 手すりを設けること。
 - ハ 段鼻は、滑りにくくすること。
- 五 第一条の二第二号イからハまで及びチに掲げる施設に該当する特定施設で規則で定めるもの利用円滑化経路を構成するエレベーターは、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。
 - イ かごの奥行きの内り寸法は、一・三五メートル以上とすること。
 - ロ 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - ハ 車いす使用者及び視覚障害者の利用に配慮した操作ボタン等を設けること。
- 六 不特定かつ多数の者が利用する便所その他の規則で定める便所は、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。
 - イ 段を設けないこと。
 - ロ 床の表面は、滑りにくくすること。
 - ハ 次に定める構造の便房を設けること。
 - (1) 便器は、洋式とすること。
 - (2) 手すりを設けること。
 - ニ 出入口に近い小便器には、周囲に手すりを設けること。
- 七 第一条の二第二号イからハまで及びヘに掲げる施設に該当する特定施設で規則で定めるもの不特定かつ多数の者が利用する便所その他の規則で定める便所については、前号に定める構造とするほか、出入口の有効幅員を八十センチメートル以上とするとともに、車いす使用者等が利用できる規則で定める構造の便房を設けること。
- 八 愛知県建築基準条例（昭和三十九年愛知県条例第四十九号）第十二条に規定する興行場等にあっては、規則で定めるところにより、車いす使用者が利用できる客席の部分及び通路を設けること。
- 九 第一条の二第二号チに掲げる施設に該当する特定施設及び同号イからヘまでに掲げる施設に該当する特定施設に附属する駐車場で規則で定めるものにあっては、規則で定めるところにより、車いす使用者が乗車する自動車を駐車できる部分及び車いす使用者が通行できる通路を設けること。
- 十 高齢者、障害者等に配慮した案内表示を規則で定めるところにより行うこと。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

一部改正〔平成一二年条例六四号・一六年七七号〕

別表第二（第十二条関係）

一 敷地内の通路及び建築物の直接地上へ通ずる出入口で規則で定める経路を構成するものは、それぞれ次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。

イ 敷地内の通路

- (1) 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。
- (2) 段を設けないこと。
- (3) 表面は、滑りにくく、平坦にすること。
- (4) 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとすること。

ロ 建築物の直接地上へ通ずる出入口

- (1) 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。
- (2) 段を設けないこと。

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

追加〔平成一六年条例七七号〕

別表第三（第十二条関係）

一 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。第四条第六項第二号及び第三章を除く。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に定める基準

二 公共交通移動等円滑化基準第四条第一項に規定する移動等円滑化された経路を構成する傾斜路は、規則で定める勾（こう）配とすること。

三 不特定かつ多数の者が利用する便所は、公共交通移動等円滑化基準第十三条第一項に掲げる基準に適合させるほか、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。

イ 段を設けないこと。

ロ 次に定める構造の便房を設けること。

- (1) 便器は、洋式とすること。
- (2) 手すりを設けること。

四 高齢者、障害者等に配慮した案内表示を規則で定めるところにより行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

追加〔平成一六年条例七七号〕、一部改正〔平成一九年条例三三号〕

